

(仮称)文京区こどもの権利に関する条例(素案 修正案)等について

- 1 (仮称)文京区こどもの権利に関する条例(素案 修正案)について
(仮称)文京区こどもの権利に関する条例(以下「条例」という。)については、文京区子ども・子育て会議などを通じて検討を進めてきており、条例前文の作成に当たり、区内中高生から募集したこどもの権利推進リーダーと検討を行っている。この度、条例(素案 修正案)をまとめたので報告する。
(仮称)文京区こどもの権利に関する条例(素案 修正案)(別紙1のとおり)
- 2 こどもの権利に関する意識調査(2回目)の結果について
令和6年10月・11月に実施した意識調査に引き続き、こどもの権利の現状を把握するために実施した「こどもの権利に関する意識調査(2回目)」(Webアンケート)について、結果(概要版)を報告する。
こどもの権利に関する意識調査(2回目) 調査結果(速報値)概要書(別紙2のとおり)
- 3 今後のスケジュール(予定)

令和7年	10月～11月	パブリックコメント及び パネル展示型説明会の実施
令和8年	2月	議会提出(条例最終案)
	4月	条例施行

（仮称）文京区こどもの権利に関する条例（素案 修正版）

ぜんぶん
前文

こどもからの声

わたしたちは、「こどもの権利」を持っています。

「こどもの権利」について、大人にもこどもにも、全ての人に知ってほしいです。

学校や地域など身近な場所で「こどもの権利」について知り、学ぶ機会をつくってほしいです。

わたしたちも、「こどもの権利」について自分自身の考えをもち、身近な人から声をかけて広めていきます。

こどもの意見をはじめから否定することなく、しっかりと受け止めて、尊重し、こどもにとって何が一番よいかを第一に考えてほしいです。

大人の意見については、こどもが理解して納得できるように理由をしっかりと説明してほしいです。

こども自らが考えて自分のことを決めていきたいので、大人は、こどもの声を聴いて、見守り、必要な手助けをしてほしいです。

大人とこどもが同じ立場で対等に話し合える場、安心して意見を言える場をつくってほしいです。

まわりの人と比べられたり、「こどもはこうあるべき」と決めつけられることがあります。

自分の可能性を信じられる自分であるために、個性をもった一人の人として向き合って、

ゆめ がんば そんなちやう おうえん せいちやう みまも
夢や頑張りたいことを尊重し、応援して、成長を見守ってほしいです。

しつぱい みと ちやうせん
わたしたちは、失敗を認めてもらい、たくさん挑戦していきたいです。

ちやうせん しつぱい みまも う い おうえん
挑戦や失敗を見守り、受け入れて、応援してほしいです。

じぶん みらい じぶん き せいちやう つづ かんきやう ていきやう
自分の未来を自分で決めて成長を続けられる環境を提供してほしいです。

けんり まも かん ひみつ まも あんしん そうだん
「こどもの権利」が守られていないと感じたときに、秘密が守られ安心して相談できる
ばしょ みちか
場所が身近にほしいです。

けんり しゅちやう しんらい ひと たす ばしょ ようい
「こどもの権利」を主張できて、信頼できる人に助けてもらえる場所を用意してほしいで
す。

ぶんきやうく せんげん
文京区の宣言

すべ ひとりひとり さんざい
全てのこどもは、一人一人がかかけがえのない存在です。

けんこう じぶん そだ う けんり も
健康に、自分らしく育つために、生まれながらに権利を持っています。

ぶんきやうく じどう けんり かん じやうやく りねん もと けんり
文京区は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、こどもの権利について、こどもも
おとな ただ し いっしょ まも じつげん め ざ じやうれい せいてい
大人もみんなが正しく知って、一緒に守っていくまちの実現を目指して、この条例を制定し
ます。

1 もくてき 目的

じやうれい じどう けんり かん じやうやく かんが ぶんきやうくぜんたい けんり
この条例は、児童の権利に関する条約の考えをもとに、文京区全体でこどもの権利
たいせつ まも すこ せいちやう ささ もくてき
を大切に守り、こどもの健やかな成長を支えていくことを目的とします。

2 言葉の意味

- (1) 「こども」とは、^{くない ざいじゅう ざいがく ざいきん とうくない せいかつ かつどう さいみまん}区内に在住し、在学し、在勤する等区内で生活し、活動する18歳未満
^{ひと およ}の人及びこれらの人と等しく^{ひと ひと けんり みと}権利を認めることが^{てきとう ひと}適当である人のことをいいます。
- (2) 「保護者」とは、^{ほ ご しゃ}こどもの親、^{おや さとおや}里親その他の親に代わり^{た おや か}こどもを^{よういく ひと}養育する人のことをいいます。
- (3) 「区民等」とは、^{く みんとう くない ざいじゅう ざいがく ざいきん ひとなら くない かつどう じぎょうしゃおよ}区内に在住し、在学し、在勤する人並びに区内で活動する事業者及
^{だんたい}び団体のことをいいます。
- (4) 「育ち学ぶ施設」とは、^{そだ まな しせつ}保育所、^{ほいくしょ}幼稚園、^{ようちえん}学校その他の^{がっこう た}こどもが^{そだ まな また かつどう}育ち、学び又は活動する
^{りよう しせつ}ために利用する施設のことをいいます。

3 基本理念

- こどもの権利は、次に定める^{けんり つぎ さだ}考え方を基本理念として、^{かんが かつ}保障されなければなりません。^{きほんりねん ほしょう}
- ① 全てのこどもは、^{すべ}人種、^{じんしゅ}国籍、^{こくせき}性別、^{せいべつ}性的指向、^{せいできしこう}性自認、^{せいじにん いけん}意見、^{しょうがい}障害、^{けいざいじょうきょうとう}経済状況等ど
^{りゆう さべつ}んな理由でも差別されません。
- ② 全てのこどもは、^{すべ}命が^{いのち まも}守られ、^{も う}持って生まれた^{のうりよく じゅうぶん の}能力を十分に^{せいちょう}伸ばして成長できるよ
^{いりよう きょういく せいかつ しえんとう う ほしょう}う、医療、教育、生活への支援等を受けることが保障されます。
- ③ 全てのこどもは、^{すべ}自分に関係のある^{じぶん かんけい}事柄について^{ことがら}自由に^{じゆう いけん あらわ}意見を表すことができ、こ
^{いけん}どもの意見は、こどもの^{ねんれい}年齢や^{せいちょう}成長の程度に応じて、十分に^{ていど おう じゅうぶん そんちょう}尊重されます。
- ④ こどもに関することが^{かん き}決められ、^{おこな}行われるときは、そのこどもにとって^{もつと よ}最も善いこと
^{なに だいいち かんが}は何かを第一に考えます。

4 こどもの権利

こどもは、^{かてい そだ まな しせつ ちいきしゃかいとう}家庭、育ち学ぶ施設、^{ばめん}地域社会等のあらゆる^{とく つぎ かつ}場面において、特に次に掲げる
^{けんり ほしょう}権利が保障されます。

あんしん い す けんり
【安心して生きる、過ごすための権利】

- ① いのち まも およ そんちょう
命が守られ、及び尊重されること。
- ② けんこうてき せいかつ ひつよう いりよう ぎょうせい とう う
健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること。
- ③ あんぜん あんしん す
安全・安心に過ごせること。
- ④ かぞく たいせつ ひと いっしょ す
家族や大切な人と一緒に過ごせること。

せいちょう かのうせい かん けんり
【成長と可能性に関する権利】

- ⑤ あそ まな およ やす
遊び、学び及び休めること。
- ⑥ さまざま ぶんか げいじゆつ とう ふ およ した
様々な文化、芸術、スポーツ等に触れ、及び親しめること。
- ⑦ く かえ ちょうせん
繰り返し挑戦できること。
- ⑧ てきせつ ほいく きょういく せいかつ しえんとう う も う のうりよく じゅうぶん の
適切な保育と教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばし
て育つことができること。
- ⑨ こせい みと じぶん かのうせい たいせつ
個性が認められ、自分の可能性が大切にされること。

ひつよう しえん う まも けんり
【必要な支援を受け、守られる権利】

- ⑩ なや こま とう そうだん
悩んでいること、困っていること等を相談できること。
- ⑪ こどもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
- ⑫ しんたいてきまた せいしんてき ぼうりよく さくしゅ ゆうがい ろうどうとう まも
身体的又は精神的な暴力、搾取、有害な労働等から守られること。
- ⑬ じんしゅ こくせき せいべつ せいてきしこう せいじにん いけん しょうがい けいざいじょうきょうとう りゆう
人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済状況等を理由としたあらゆる
差別や虐待、いじめ等を受けずに安心して生きていくことができること。
- ⑭ はったつ おう けんり
こどもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること。

いけんとう ひょうめい なかま かん けんり
【意見等の表明と仲間づくりに関する権利】

- ⑮ じぶん いけん かんが きも とう ひょうめい そんちょう
自分の意見、考え、気持ち等を表明し、それが尊重されること。
- ⑯ なかま あつ
仲間をつくり、集まれること。

5 区くの役割やくわり

- (1) 区くは、こどもの権利けんりを保障ほしょうするための施策しやくを推進すいしんし、こどもが安心あんしんして暮らすことができる環境かんきようをつくる取組とりくみを行うものとしします。
- (2) 区くは、保護者ほごしゃが安心あんしんして子育てこそだに取り組めるよう、必要ひつような支援しえんを行うものとしします。
- (3) 区くは、区民等くみんとう及び育ち学ぶ施設そだ まな しせつ きょうりよくと協力かつどうするとともに、その活動しえんを支援するものとしします。
- (4) 区くは、国くに、都とその他の関係機関かんけいきかんと連携れんけいし、こどもの権利けんりが広く保障ひろ ほしょうされるための取組とりくみの実施じっしに努めつとるものとしします。

6 保護者ほごしゃの役割やくわり

- (1) 保護者ほごしゃは、家庭かていがこどもの健やかな成長すこに大切な場せいちようであること並びにこどもの養育たいせつ及び成長ばに第一ならの責任よういくがあることを認識およ せいちよう だいいちし、こどもの権利せきにんを保障にんしきするよう努めけんり ほしょうるものとしします。
- (2) 保護者ほごしゃは、必要ひつように応じて、区く、区民等くみんとう、育ち学ぶ施設そだ まな しせつ きょうりよくの協力およ しえん及び支援うを受けながら、こどもが健やかに成長すこできるよう努めせいちようるものとしします。

7 区民等くみんとうの役割やくわり

- (1) 区民等くみんとうは、こどもの権利けんりについて理解りかいを深め、こどもの権利ふかを保障けんり ほしょうするよう努めつとるものとしします。
- (2) 区民等くみんとうは、地域社会ちいきしゃかいがこどもの健やかな成長すこに重要な役割せいちようを持っていることを認識じゅうよう やくわり もし、こどもが健やかに育ち、安心にんしきして過ごすことができるよう、地域社会全体すこ そだ あんしんでこどもを見守りみまも、支援しえんするよう努めつとるものとしします。
- (3) 事業者じぎょうしゃは、働く人はたらが仕事ひとと子育てしごとを両立こそだできる環境りょうりつづくりに努めかんきようるものとしします。

8 育ち学ぶ施設の役割

- (1) 育ち学ぶ施設は、育ち学ぶ施設がこどもの健やかな成長に重要な役割を持っていることを認識し、こどもが自分で考え、遊び、学び、活動することができるよう支援を行い、こどもの権利を保障するよう努めるものとします。
- (2) 育ち学ぶ施設は、保護者及び区民等に対して、育ち学ぶ施設の運営等に関する情報提供を行い、お互いに協力しながら施設を運営するように努めるものとします。

9 こどもの意見等の表明と参加

- (1) こどもは、自分の意見等を表明するとともに、社会的活動に参加することができ、こどもの意見は、こどもの年齢や成長の程度に応じて、十分に尊重されます。
- (2) 区は、こどもが自分の意見等を表明し、社会的活動に参加する機会の確保に努めるものとします。
- (3) 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、その活動においてこどもの意見等の反映又はこどもの参加に努めるものとします。
- (4) 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもの意見等の表明及びこどもの社会的活動への参加を促進するため、こどもがその大切さ及び方法について学び、必要な情報を得ることができるよう努めるものとします。
- (5) 区及び育ち学ぶ施設は、意思表示の方法が多様であることを考慮し、こどもの意思をくみ取り、必要に応じてこどもの意見等を代弁するように努めるものとします。

10 こどもが安全・安心に過ごすことができる環境づくり

- 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもがありのままの自分でいられて、安全・安心に過ごすことができる環境づくりに努めるものとします。

11 こどもの居場所づくり

く ほごしゃ くみんとうおよ そだ まな しせつ あそ まな た かつどう
区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが遊び、学びその他の活動をする
もに、ゆったりと安心して休むために必要な居場所づくりに努めるものとします。

12 育ちと学びの環境づくり

く ほごしゃ くみんとうおよ そだ まな しせつ しんしん じょうきょう お かんきょうとう
区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもの心身の状況、置かれている環境等
におう のぞ そだ まな かんきょう つと
にに応じて、こどもが望むように育ち、学ぶことができる環境づくりに努めるものとします。

13 安心して相談できる環境づくり

く ほごしゃ くみんとうおよ そだ まな しせつ なや こま とう
区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが悩んでいることや困っていること等
について、ためらわず気軽に安心して相談できる環境づくりに努めるものとします。

14 虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止

だれ たい ぎゃくたい たいばつ とう けんりしんがい おこな
(1) 誰であっても、こどもに対して虐待、体罰、いじめ等の権利侵害を行ってはなりません。

く ほごしゃ くみんとうおよ そだ まな しせつ たい ぎゃくたい たいばつ とう
(2) 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもに対する虐待、体罰、いじめ等の
けんりしんがい ぼうしおよ そうきはっけん つと
権利侵害の防止及び早期発見に努めるものとします。

く およ そだ まな しせつ ぎゃくたい たいばつ とう けんりしんがい う てきせつ
(3) 区及び育ち学ぶ施設は、虐待、体罰、いじめ等の権利侵害を受けたこどもを適切
じんそく きゅうさい かんけいき かん れんけい ひつよう しえん おこな
く迅速に救済するため、関係機関と連携し、必要な支援を行うものとします。

15 貧困の防止

く すべ だれひとり と のこ すこ そだ まな
区は、全てのこどもが誰一人取り残されことなく、健やかに育ち、学ぶことができる
くみんとうおよ そだ まな しせつ きょうりよく ひんこん ぼうし つと
う、区民等及び育ち学ぶ施設と協力して、こどもの貧困の防止に努めるものとします。

16 こどもの権利に関する普及啓発

- (1) 区は、こどもの権利について、こども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設に対して、周知し、又は学習の機会を設ける等の取組により、普及啓発を行うものとしします。
- (2) 区は、こどもが権利について学び、自分とほかの人の権利を大切にしようことができるよう必要な支援を行うものとしします。

17 こどもの権利に関する施策の推進

- 区は、全てのこどもの権利が保障されるよう、こども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設と協力して、こどもの権利に関する取組を推進するものとしします。

【こどもの権利擁護委員に関する規定】

18 こどもの権利擁護委員の設置

- (1) 区は、こどもの権利の侵害からの適切かつ速やかな救済を図るため、区長の附属機関として、文京区こどもの権利擁護委員(以下「権利擁護委員」といいます。)を置きます。
- (2) 権利擁護委員は、次に定める職務を担当します。
- ① こどもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
 - ② こどもの権利の保障についての必要な調査及び調整をすること。
 - ③ こどもの権利の侵害からの救済のため関係者に要請をすること。
 - ④ こどもの権利の侵害を防ぎ、又はこどもの権利を保障するための意見を表明すること。
 - ⑤ こどもの権利の侵害からの救済とこどもの権利の保障についての理解を広めていくこと及び関係者との協力の推進に関すること。

- (3) 権利擁護委員は、3人以内とし、人格が高潔で社会的信望があり、こどもの権利に
 関して優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱します。
- (4) 委員の任期は、2年とします。ただし、再任されることができます。
- (5) 区長は、権利擁護委員が心身の故障のために職務を行うことができないと認める
 とき、(3)に規定する委嘱の要件を満たさなくなったとき又は職務上の義務違反その他
 の権利擁護委員としてふさわしくない行いがあると認めるときは、その職を解くこと
 ができます。
- (6) 権利擁護委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた
 後も同様とします。

19 権利擁護委員の職務の進め方

- (1) 権利擁護委員は、職務を行うときは、こどもの意見等を聞き、その意見等を尊重す
 るとともに、そのこどもにとって最も善いと考えられることを行うものとします。
- (2) 権利擁護委員は、公正かつ公平にその職務を行わなければなりません。
- (3) 権利擁護委員は、それぞれ独立してその職務を行います。ただし、必要に応じて
 合議を行います。
- (4) 権利擁護委員は、自分に利害関係のある事案については、その職務を行うことがで
 きません。
- (5) 権利擁護委員は、毎年度、その職務の実施状況について区長に報告しなければな
 りません。
- (6) 区は、権利擁護委員の独立性と公正かつ公平に職務を行うことができる環境を
 確保するために必要な協力及び支援を行うものとします。
- (7) 区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが権利擁護委員に相談等をしやすい環境を整
 えるよう努めるとともに、権利擁護委員の職務に協力するよう努めるものとします。

20 けんりようごいいん そうだんとう 権利擁護委員への相談等

およ かんけい ひと けんりようごいいん けんり ほしょう
こども及びそのこどもに関係のある人は、権利擁護委員にこどもの権利の保障につい
ひつよう そうだん おこな また ようせい も いけん ひょうめい おこな
て必要な相談を行い、又は18(2)③の要請若しくは18(2)④の意見の表明を行うことを
もと
求めることができます。

21 けんりようごいいん ようせいおよ いけん そんなちようとう 権利擁護委員の要請及び意見の尊重等

- く くみんとうおよ そだ まな しせつ けんりようごいいん ようせいまた
(1) 区、区民等及び育ち学ぶ施設は、権利擁護委員から18(2)③の要請又は18(2)④の
いけん ひょうめい う そんなちよう ひつよう とりくみ おこな つと
意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとしま
す。
- く とりくみ おこな ないよう けんりようごいいん ほうこく
(2) 区は、(1)の取組を行うときには、その内容を権利擁護委員に報告しなければなりま
せん。ただし、(1)の取組を行うことができないときは、理由を付けてそのことを権利
ようごいいん ほうこく
擁護委員に報告しなければなりません。

その他の推進体制

①推進に向けた計画

子育て支援計画(令和 7 年度～令和 11 年度)は、令和 9 年度に中間年度見直しを行う予定であり、この見直しに合わせて、条例の具体的な推進体制を計画に盛り込んでいきます。

②推進施策の確認・検証

条例案の検討を重ねてきた子ども・子育て会議にて、条例に基づく施策の進捗や取組状況の確認・検証を行います。

③こどもの意見を聴き取る取組

こどもの権利推進リーダーを募集し、こども本人の参加のもと、条例(主に前文)案の作成から制定当初の啓発手法等について検討を行います。

令和 6 年度、7 年度	条例(前文)案作成
令和 8 年度	啓発手法の検討、実施

こどもの権利に関する意識調査（2回目）調査結果（速報値）概要書

1. 調査の概要

（1）調査の目的

本調査は、令和6年10月・11月に実施した意識調査に引き続き、こどもの権利の現状を把握するために実施した。

（2）調査対象者及び調査方法

区内在住・在勤・在学の方を調査対象とした。調査対象者の詳細、調査方法は以下のとおり。

調査対象者	調査方法
① 小学1～3年生	・WEB アンケート形式で実施。 ・令和7年4月2日時点で区内在住の調査対象者本人宛てに WEB アンケートにつながる二次元コードを掲載したはがきを送付するほか、区立小学校、中学校に調査への協力を依頼した。
② 小学4～6年生	
③ 中学生	
④ 高校生相当	
⑤ 大人	・WEB アンケート形式で実施。 ・区報、区 HP、SNS、区設掲示板等で周知するほか、二次元コードを掲載したチラシを区有施設等で配架した。 ・就学前児童の保護者については、令和7年4月2日時点で区内在住の就学前児童宛に二次元コードを掲載したはがきを送付し、保護者に回答を依頼した。

（3）調査期間

令和7年5月9日（金）～令和7年6月8日（日）

（4）回収数

調査対象者	回収数
① 小学1～3年生	922 件
② 小学4～6年生	1,033 件
③ 中学生	1,098 件
④ 高校生相当	907 件
⑤ 大人	2,969 件
計	6,929 件

※ 本調査は、区内在住・在勤・在学の方を対象としており、母数が特定されないため回収率は算出されず、回収数のみを記載している。

（5）概要書の見方

- ・ 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示してある。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合がある。
- ・ 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合がある。
- ・ 図表中の選択肢表記は、語句を短縮・簡略化している場合がある。
- ・ 小学生向けの調査は学年にあわせてひらがな、または、ルビ付きの漢字表記としたが、本概要書では漢字表記で統一している。また、小学生向け調査は、選択肢を平易な表現にしているが、本概要書で中学生以上を対象にした調査とまとめた形で調査結果に言及する際は、中学生以上の調査の選択肢にあわせた表現で調査結果に言及している。

2. こども向け調査 調査結果

(1) 学年

【小学1～3年生】

上段：人数、下段：%			
調査数	小学1年生	小学2年生	小学3年生
922 100.0	312 33.8	312 33.8	298 32.3

【小学4～6年生】

上段：人数、下段：%			
調査数	小学4年生	小学5年生	小学6年生
1,033 100.0	348 33.7	255 24.7	430 41.6

【中学生】

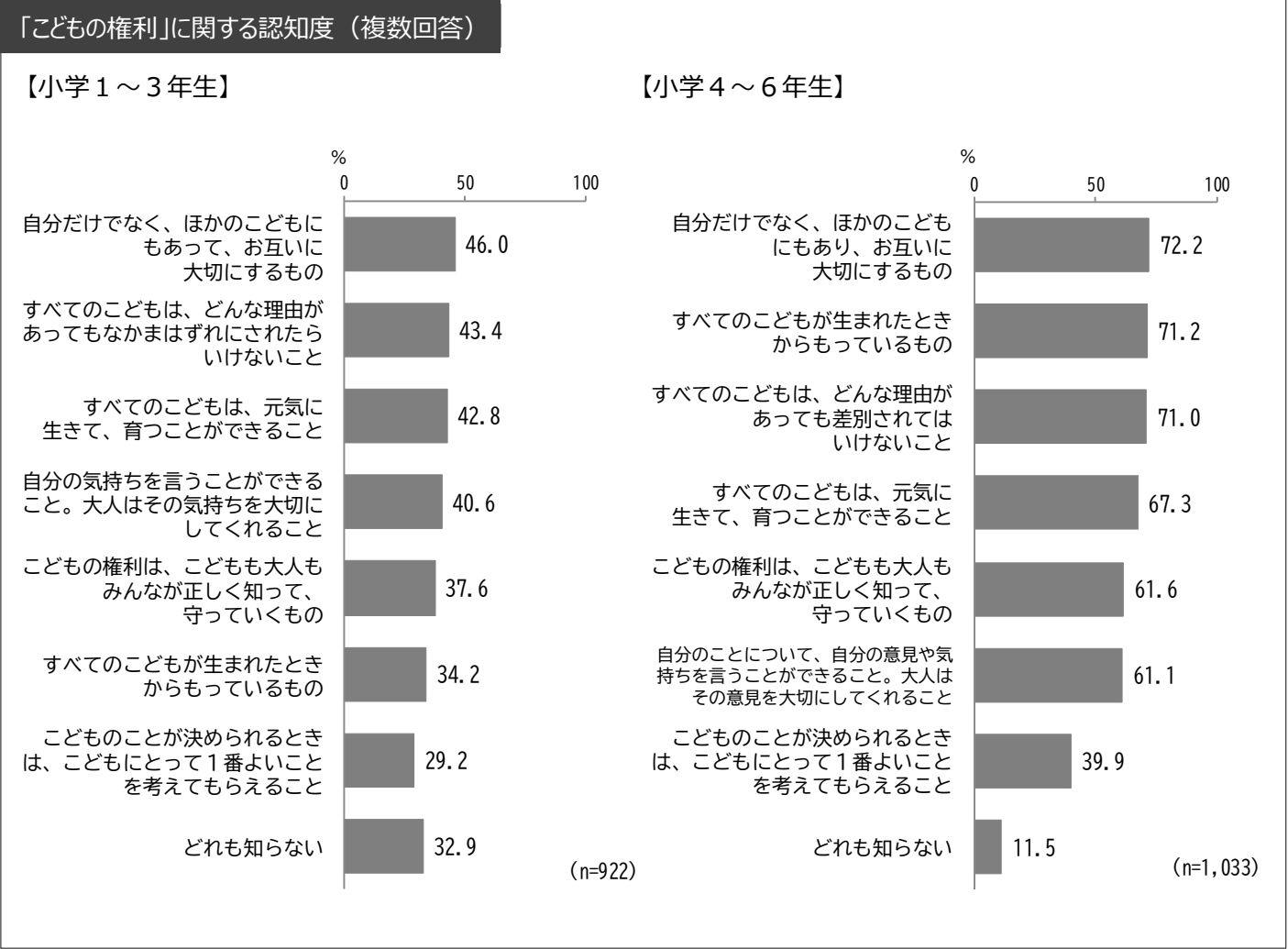
上段：人数、下段：%			
調査数	中学1年生	中学2年生	中学3年生
1,098 100.0	368 33.5	431 39.3	299 27.2

【高校生相当】

上段：人数、下段：%			
調査数	高校1年生相当	高校2年生相当	高校3年生相当
907 100.0	244 26.9	423 46.6	240 26.5

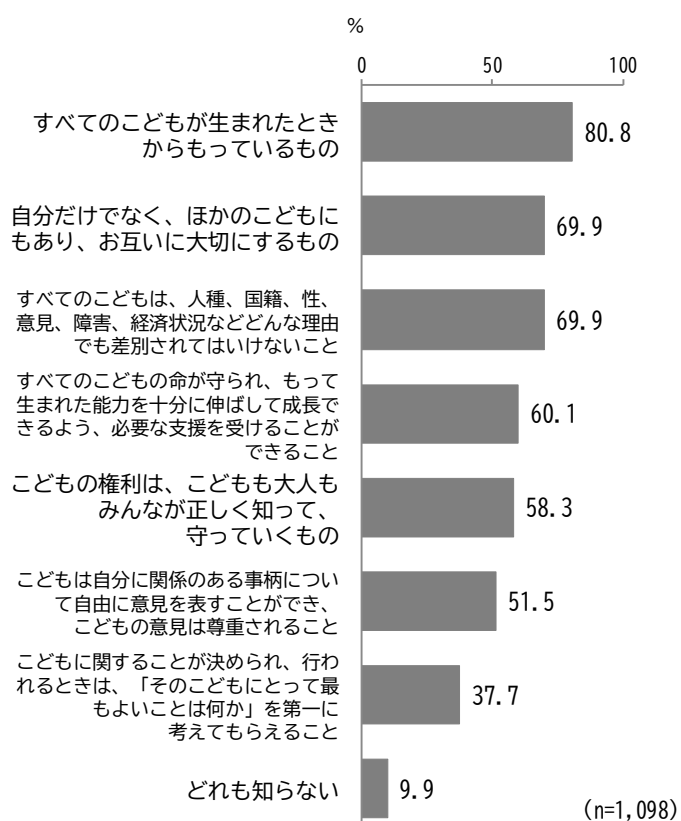
(2)「こどもの権利」に関する認知度

「こどもの権利」に関する認知度は、小学4～6年生以上の学年の層では、「すべてのこどもが生まれたときからもっているもの」、「自分だけでなく、ほかのこどもにもあり、お互いに大切にすること」、「すべてのこどもは、人種、国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されてはいけないこと」（小学4～6年生：「すべてのこどもは、どんな理由があっても差別されてはいけないこと」と回答した割合が高くなっている。一方、「こどもに関することが決められ、行われるときは、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えてもらえること」（小学生：「こどものことが決められるときは、こどもにとって1番よいことを考えてもらえること」）は、すべての学年の層で低い傾向にある。

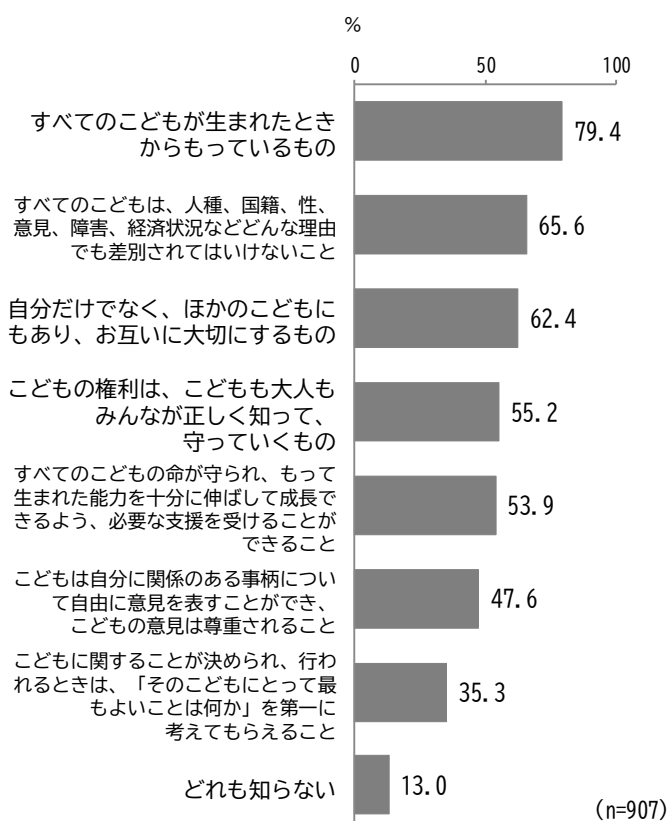


「こどもの権利」に関する認知度（複数回答）

【中学生】



【高校生相当】

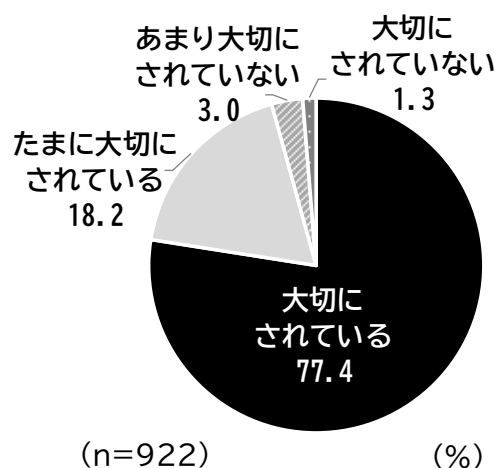


(3) 自分の「こどもの権利」が大切にされていると思うか

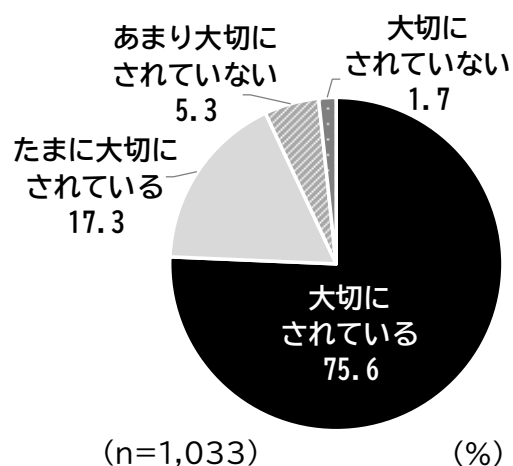
自分の「こどもの権利」が「大切にされている」と回答した割合は、小学1～3年生で77.4%、小学4～6年生で75.6%、中学生で69.9%、高校生相当で65.2%となっている。「大切にされている」に「たまに大切にされている」をあわせると、小学1～3年生で95.6%、小学4～6年生で92.9%、中学生で93.1%、高校生相当で92.1%となっており、どの学年の層も9割以上となっている。

自分の「こどもの権利」が大切にされていると思うか（単数回答）

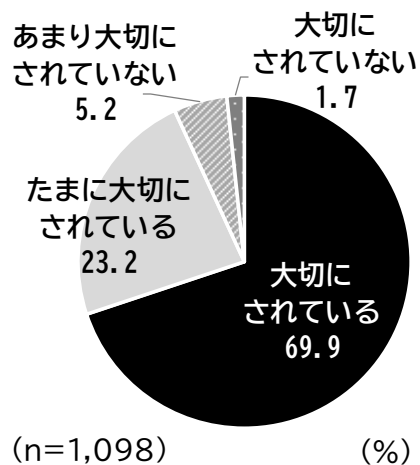
【小学1～3年生】



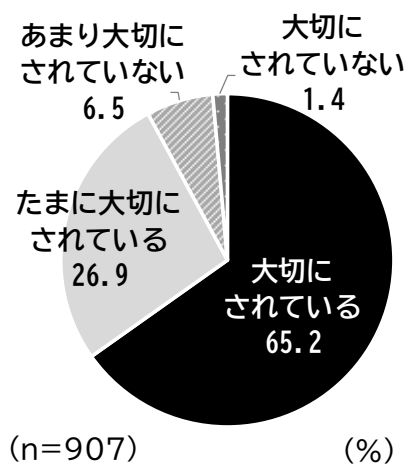
【小学4～6年生】



【中学生】



【高校生相当】

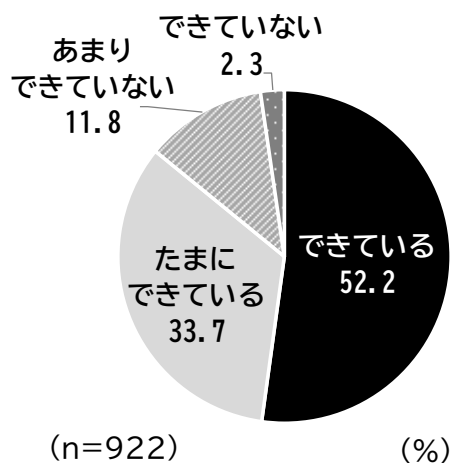


(4) 自分の気持ちや意見を言うことができるか

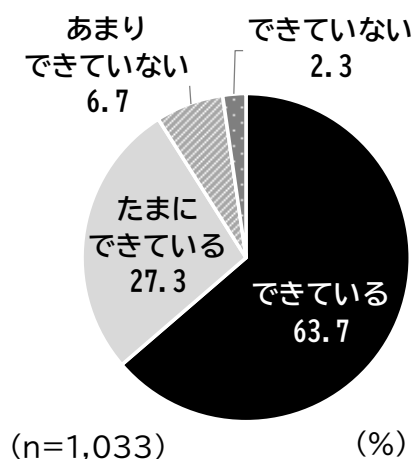
自分の気持ちや意見を言うことが「できている」と回答した割合は、小学1～3年生で52.2%、小学4～6年生で63.7%、中学生で65.7%、高校生相当で62.1%となっている。「できている」に「たまにできている」をあわせると、小学1～3年生で85.9%、小学4～6年生で91.0%、中学生で90.2%、高校生相当で90.8%となっており、小学4～6年生以上の層で9割以上となっている。

自分の気持ちや意見を言うことができるか（単数回答）

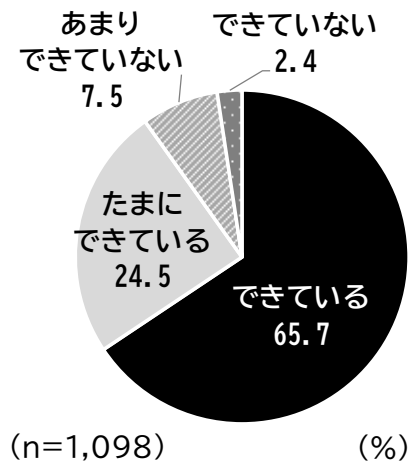
【小学1～3年生】



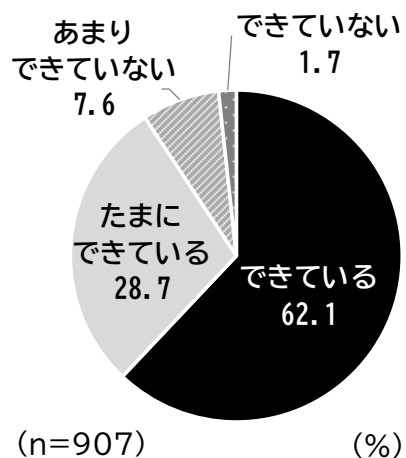
【小学4～6年生】



【中学生】



【高校生相当】

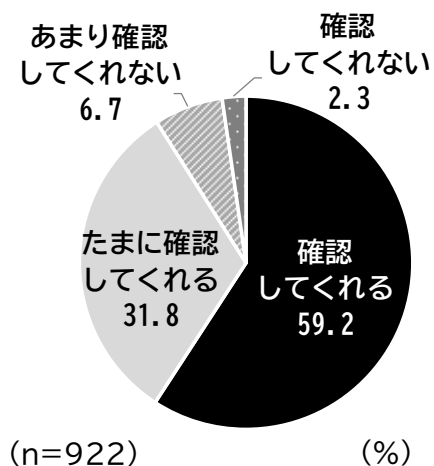


(5) 自分のことを決めるときに自分の気持ちや意見を確認されているか

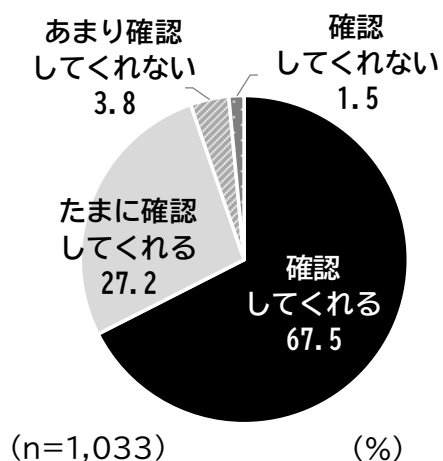
自分のことを決めるときに自分の気持ちや意見を「確認してくれる」と回答した割合は、小学1～3年生で59.2%、小学4～6年生で67.5%、中学生で67.9%、高校生相当で70.6%となっている。「確認してくれる」に「たまに確認してくれる」をあわせると、小学1～3年生で91.0%、小学4～6年生で94.7%、中学生で94.6%、高校生相当で94.9%となっており、どの学年の層も9割以上となっている。

自分のことを決めるときに自分の気持ちや意見を確認されているか（単数回答）

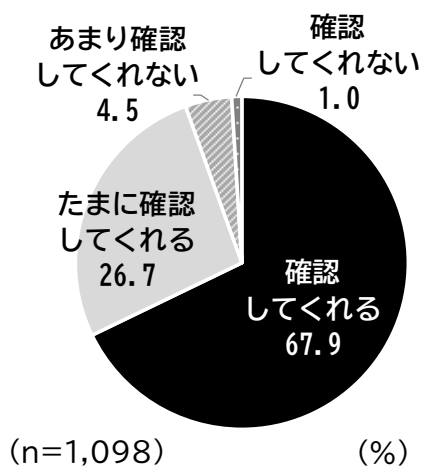
【小学1～3年生】



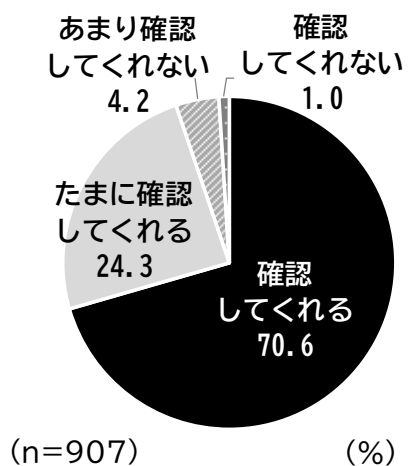
【小学4～6年生】



【中学生】



【高校生相当】

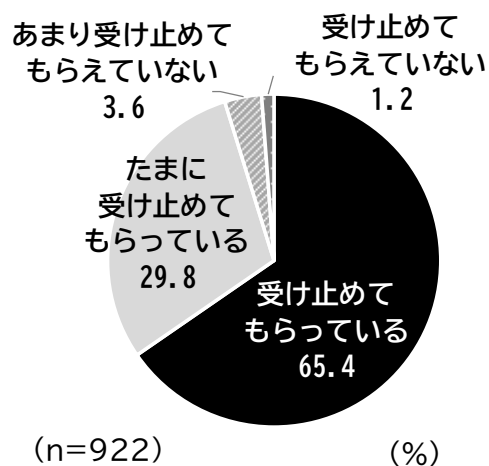


(6) 自分の気持ちや意見を受け止めてもらっているか

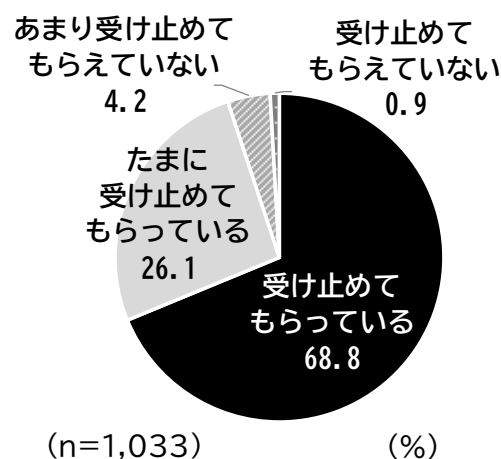
自分の気持ちや意見を「受け止めてもらっている」と回答した割合は、小学1～3年生で65.4%、小学4～6年生で68.8%、中学生で70.8%、高校生相当で68.8%となっている。「受け止めてもらっている」に「たまに受け止めてもらっている」をあわせると、小学1～3年生で95.2%、小学4～6年生で94.9%、中学生で95.0%、高校生相当で94.9%となっており、どの学年の層も9割以上となっている。

自分の気持ちや意見を受け止めてもらっているか（単数回答）

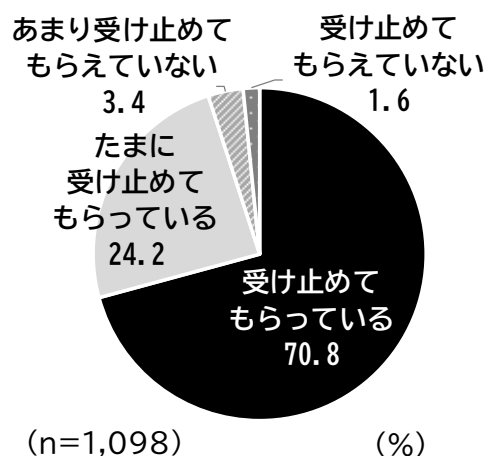
【小学1～3年生】



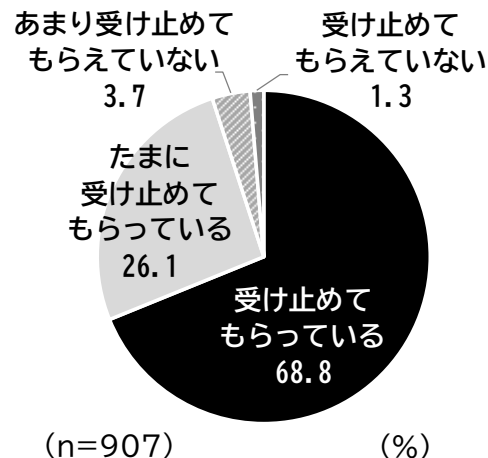
【小学4～6年生】



【中学生】



【高校生相当】

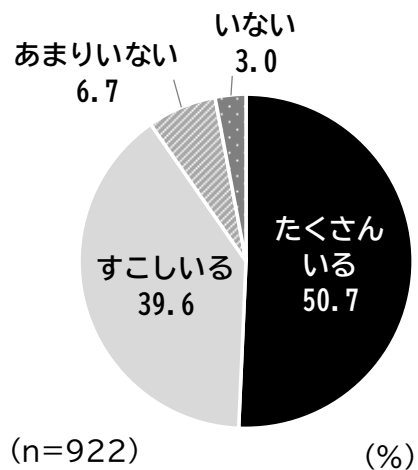


(7) 相談相手の有無

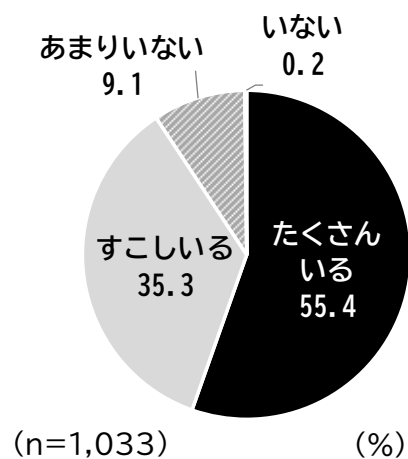
安心して相談できる相手が「たくさんいる」と回答した割合は、小学1～3年生で50.7%、小学4～6年生で55.4%、中学生で48.7%、高校生相当で39.8%となっている。「たくさんいる」に「すこしいる」をあわせると、小学1～3年生で90.3%、小学4～6年生で90.7%、中学生で88.0%、高校生相当で86.3%となっており、学年の層が上がるほど低くなる傾向にある。

相談相手の有無（単数回答）

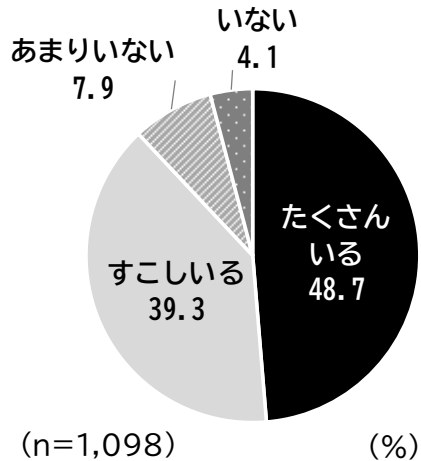
【小学1～3年生】



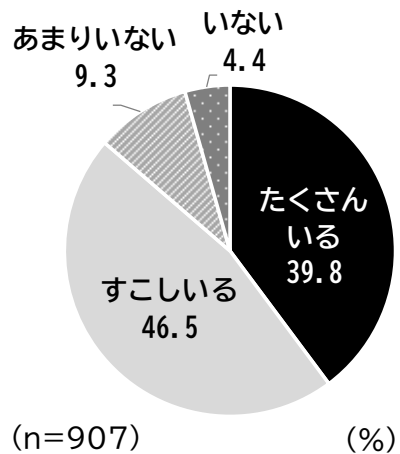
【小学4～6年生】



【中学生】



【高校生相当】

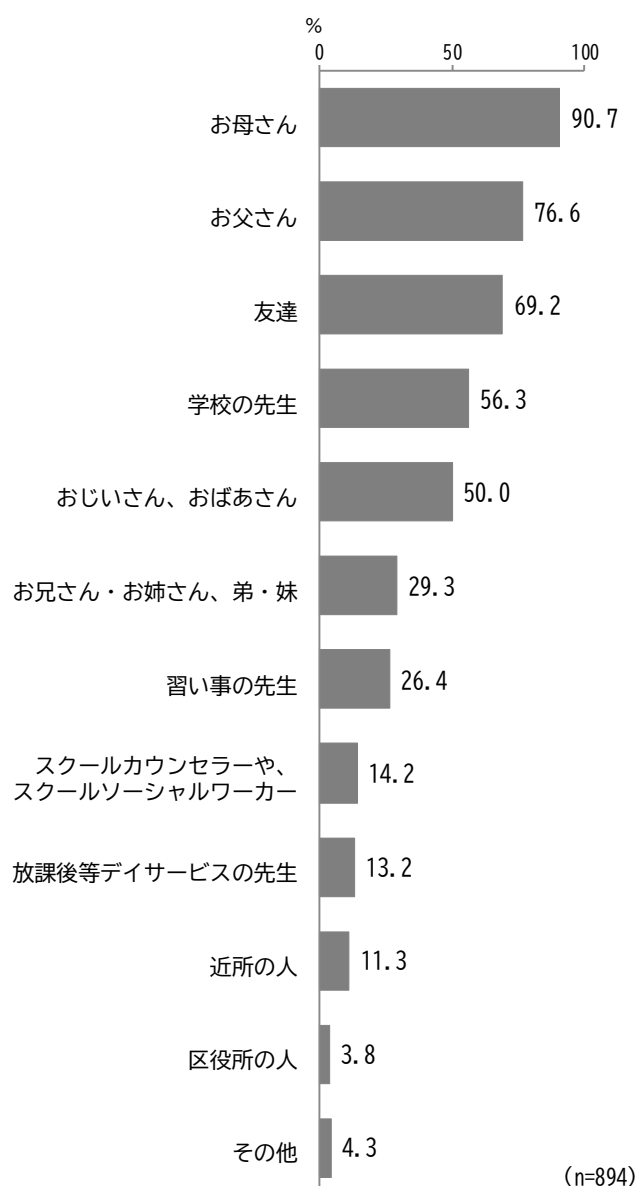


(8) 相談相手

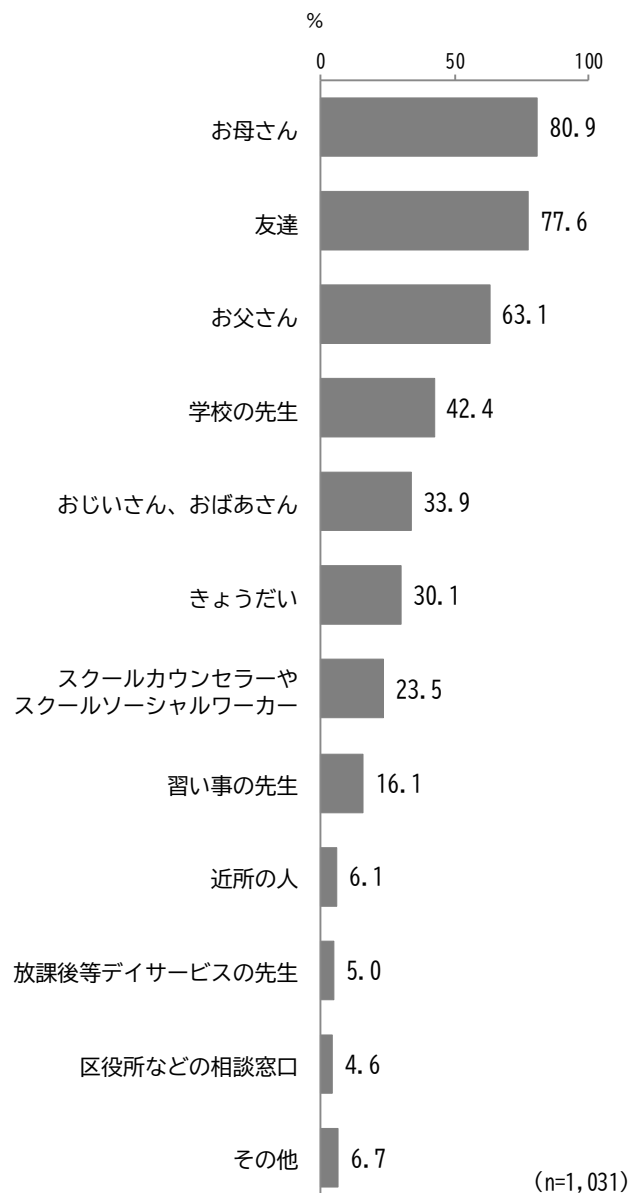
相談相手は、小学生の学年の層で、「お母さん」と回答した割合が最も高くなっている。中学生以上の学年の層では、「友達」と回答した割合が最も高くなっている。

相談相手（複数回答）

【小学1～3年生】



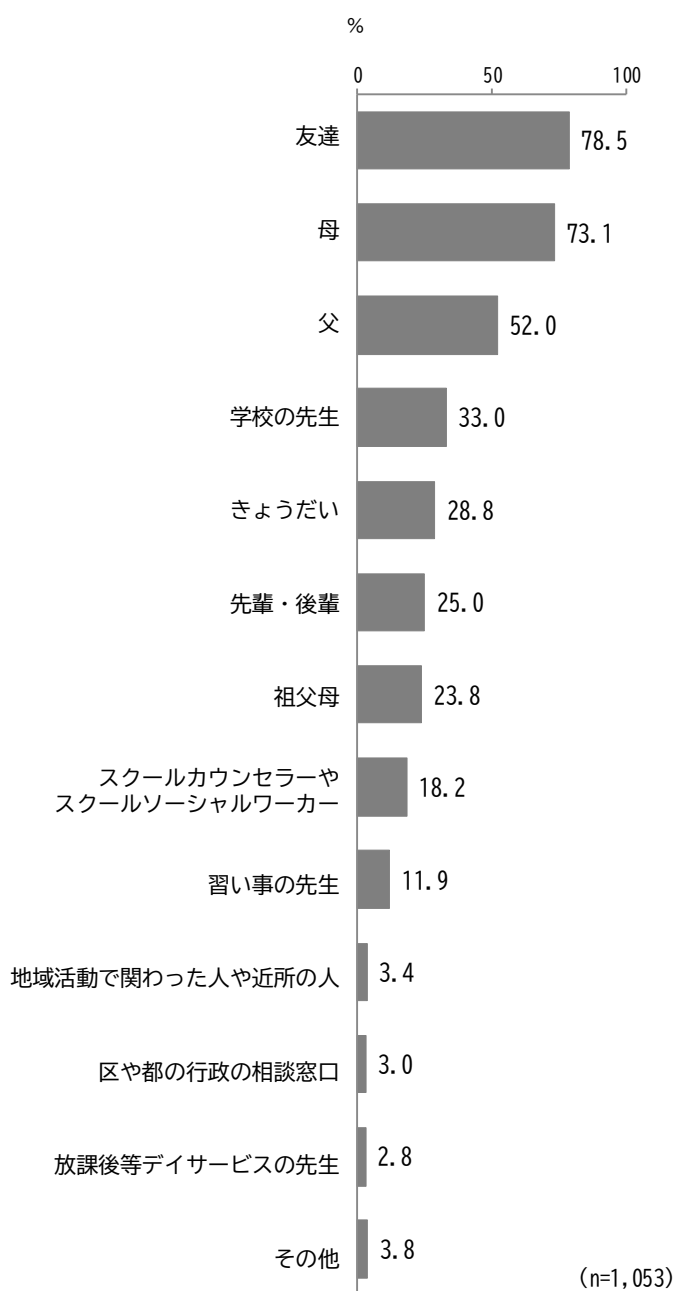
【小学4～6年生】



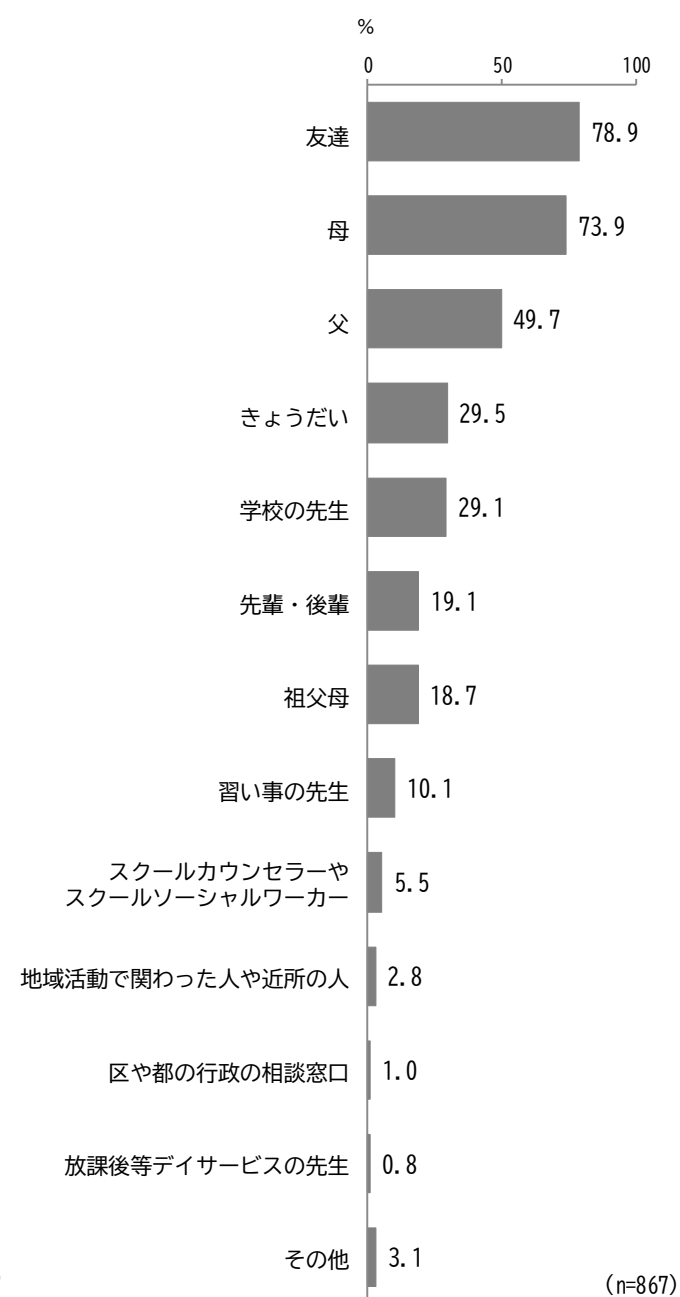
※ (8) 相談相手 は、(7) 相談相手の有無 で「たくさんいる」、「すこしいる」、「あまりいない」のいずれかに回答した者（小学1～3年生：894人、小学4～6年生：1,031人）が回答の対象

相談相手（複数回答）

【中学生】



【高校生相当】



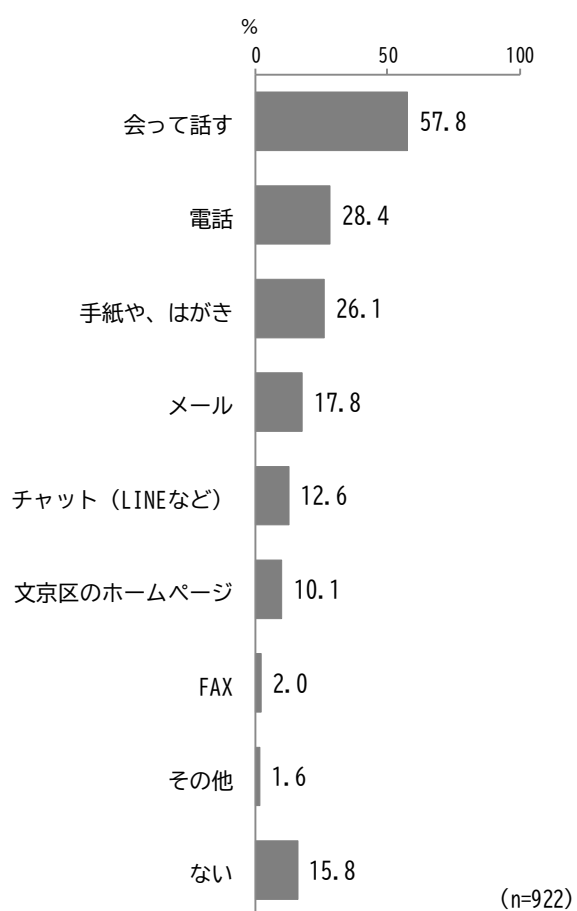
※ （８）相談相手 は、（７）相談相手の有無 で「たくさんいる」、「すこしいる」、「あまりいない」のいずれかに回答した者（中学生：1,053 人、高校生相当：867 人）が回答の対象

(9) 相談手段

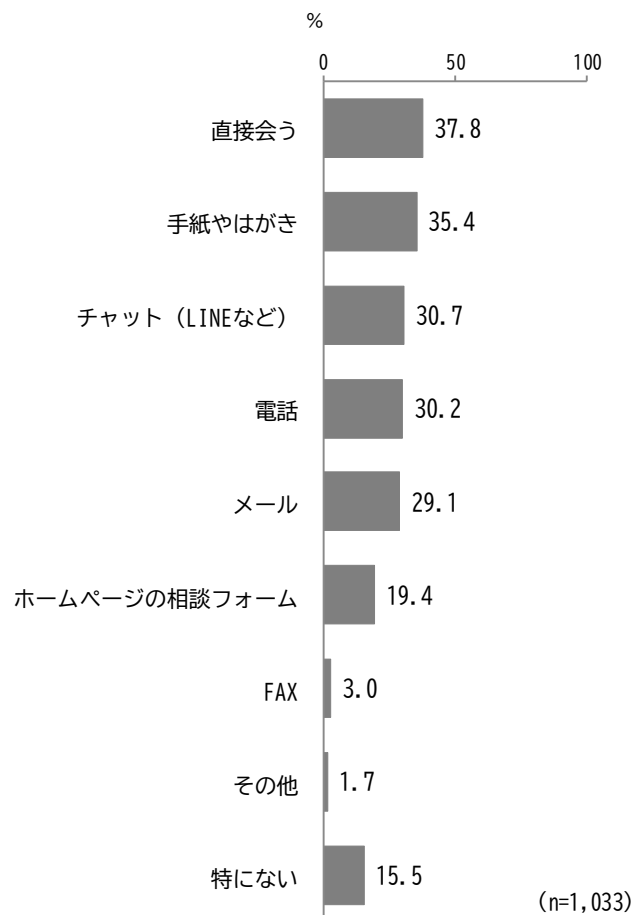
相談手段は、小学生の学年の層で、「**直接会う**」（小学1～3年生：「会って話す」）と回答した割合が最も高くなっている。中学生以上の学年の層では、「**チャット（LINE など）**」と回答した割合が最も高くなっている。

相談手段（複数回答）

【小学1～3年生】

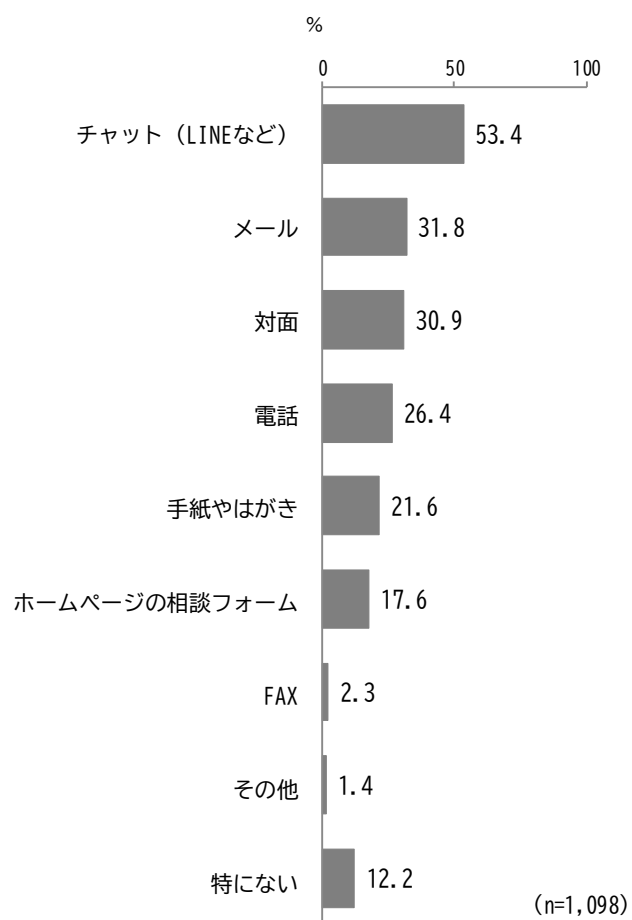


【小学4～6年生】

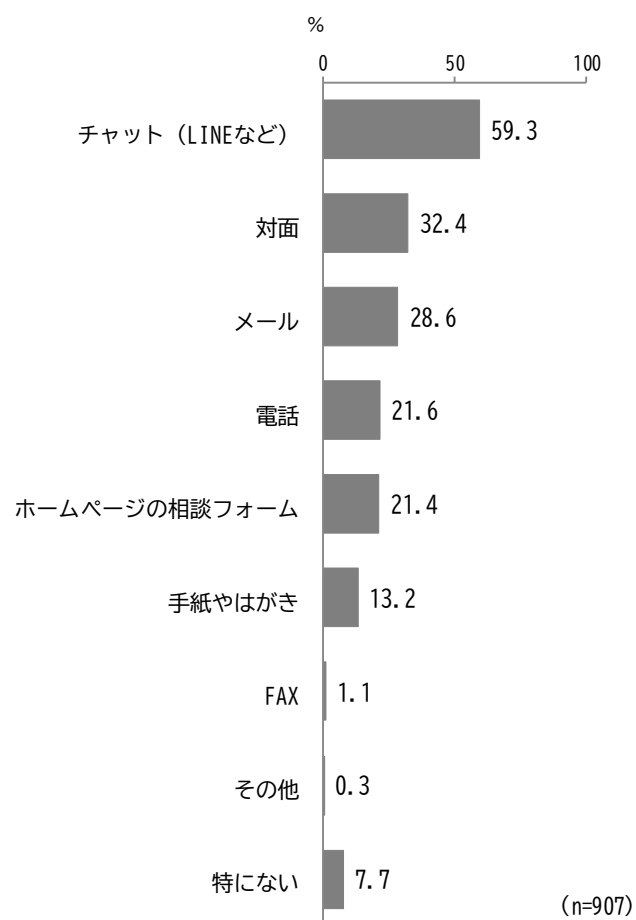


相談手段（複数回答）

【中学生】



【高校生相当】

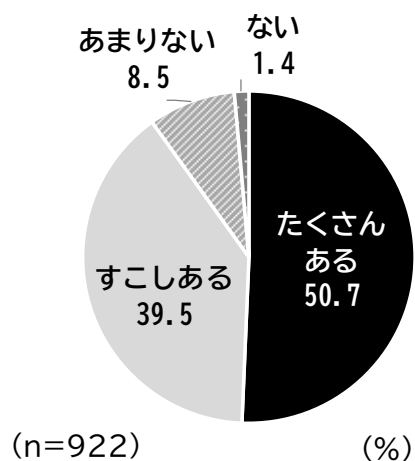


(10) 居場所の有無

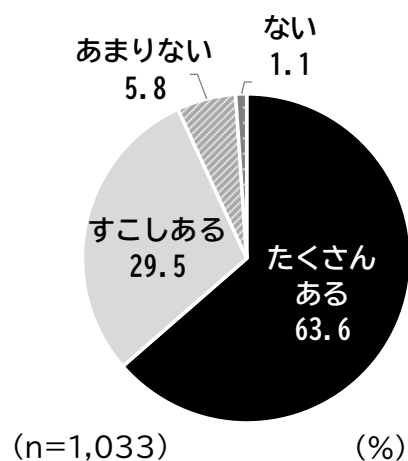
安心して過ごせる居場所が「たくさんある」と回答した割合は、小学1～3年生で50.7%、小学4～6年生で63.6%、中学生で58.3%、高校生相当で52.5%となっている。「たくさんある」に「すこしある」をあわせると、小学1～3年生で90.2%、小学4～6年生で93.1%、中学生で93.2%、高校生相当で92.9%となっており、どの学年の層も9割以上となっている。

居場所の有無（単数回答）

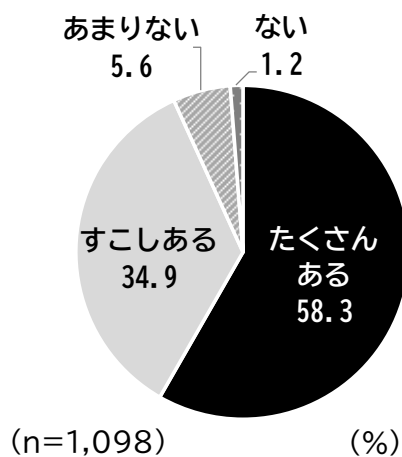
【小学1～3年生】



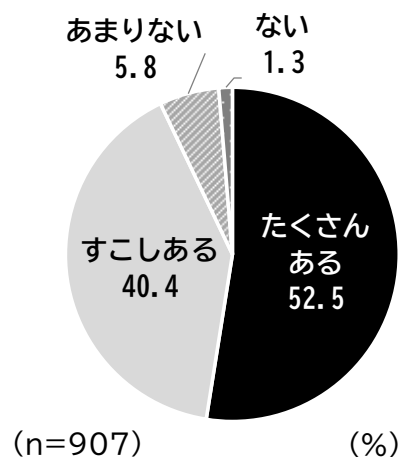
【小学4～6年生】



【中学生】



【高校生相当】

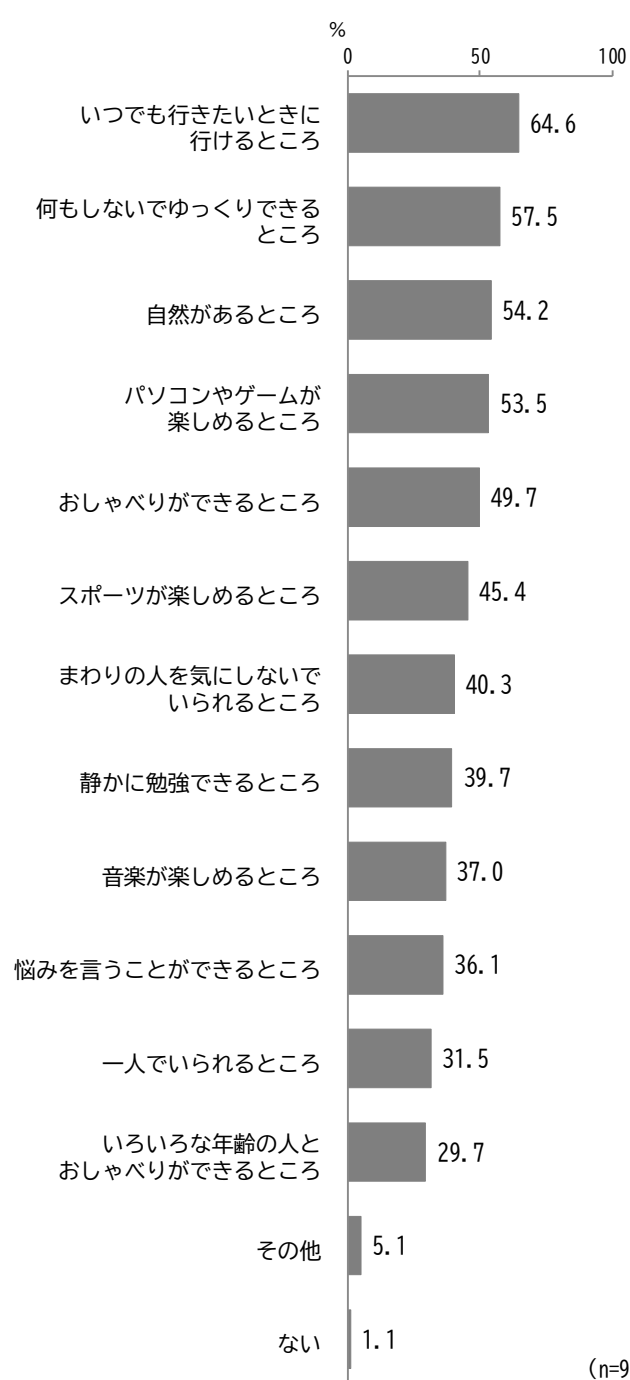


(11) 希望する居場所

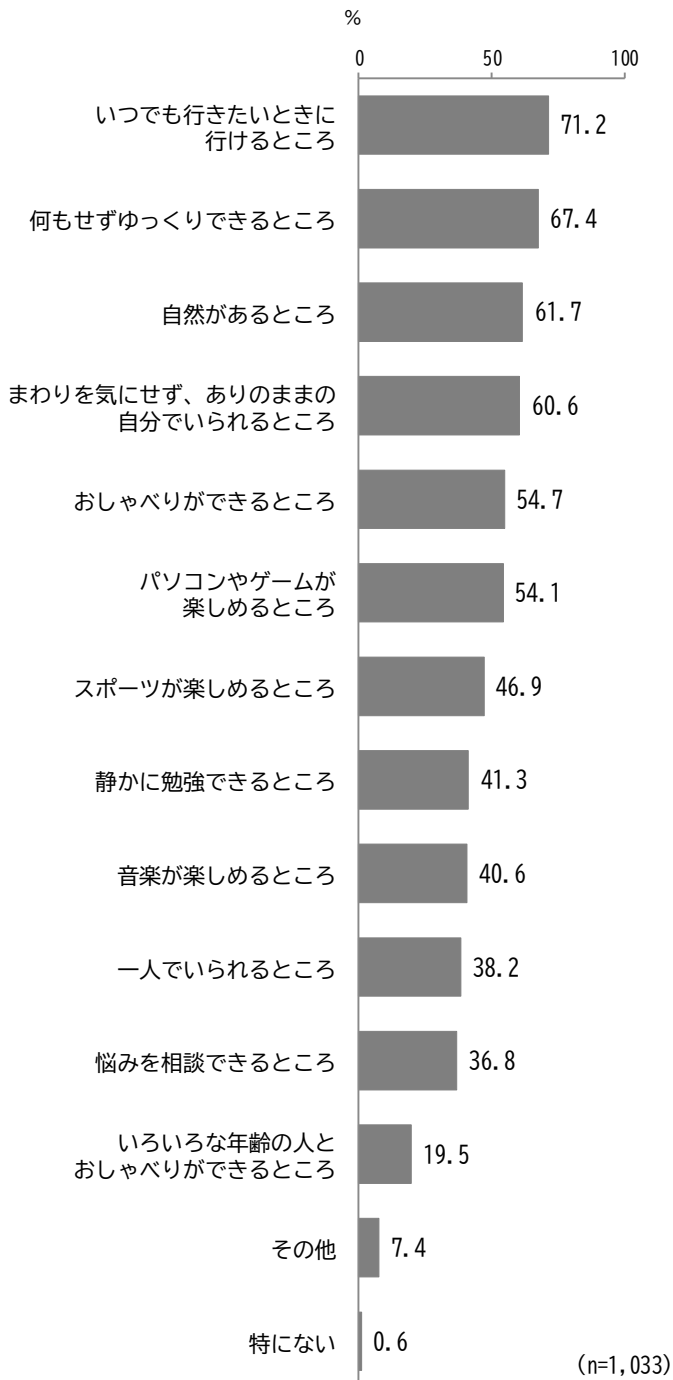
希望する居場所は、すべての学年の層で、「いつでも行きたいときに行けるところ」、「何もせずゆっくりできるところ」（小学1～3年生：「何もしないでゆっくりできるところ」と回答した割合が高くなっている。

希望する居場所（複数回答）

【小学1～3年生】

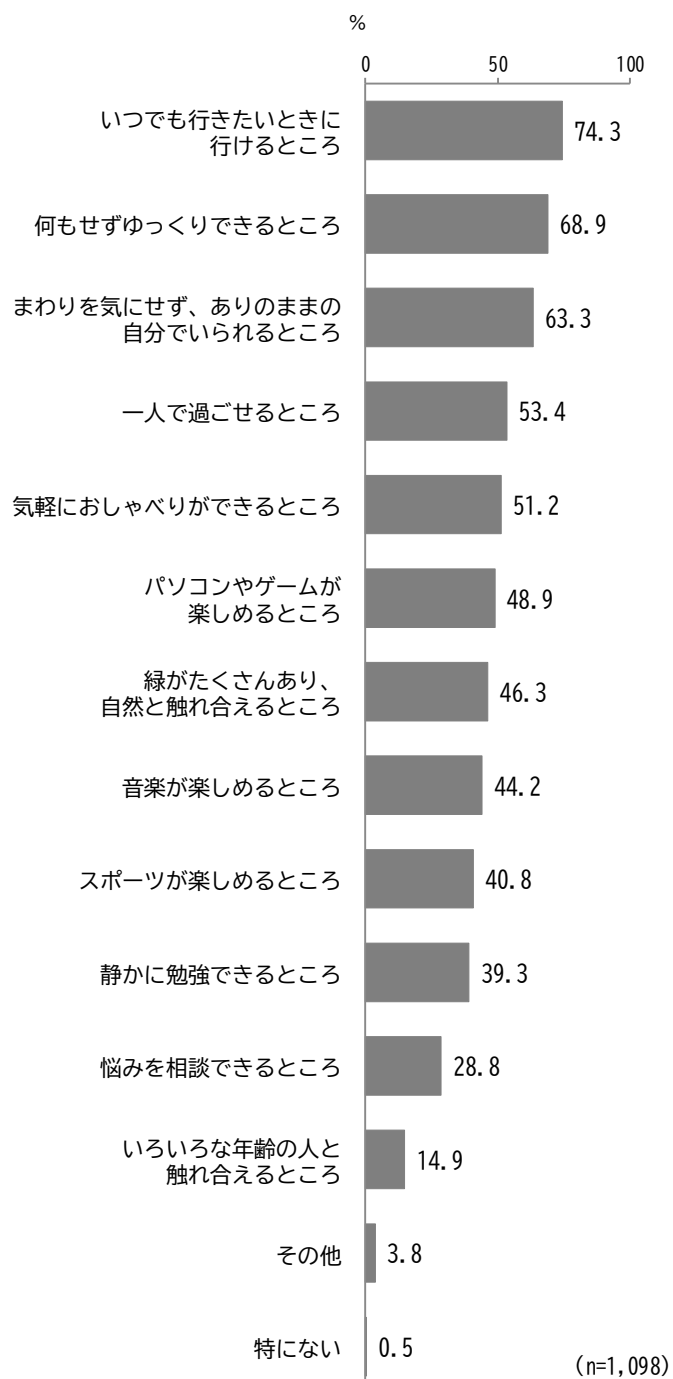


【小学4～6年生】

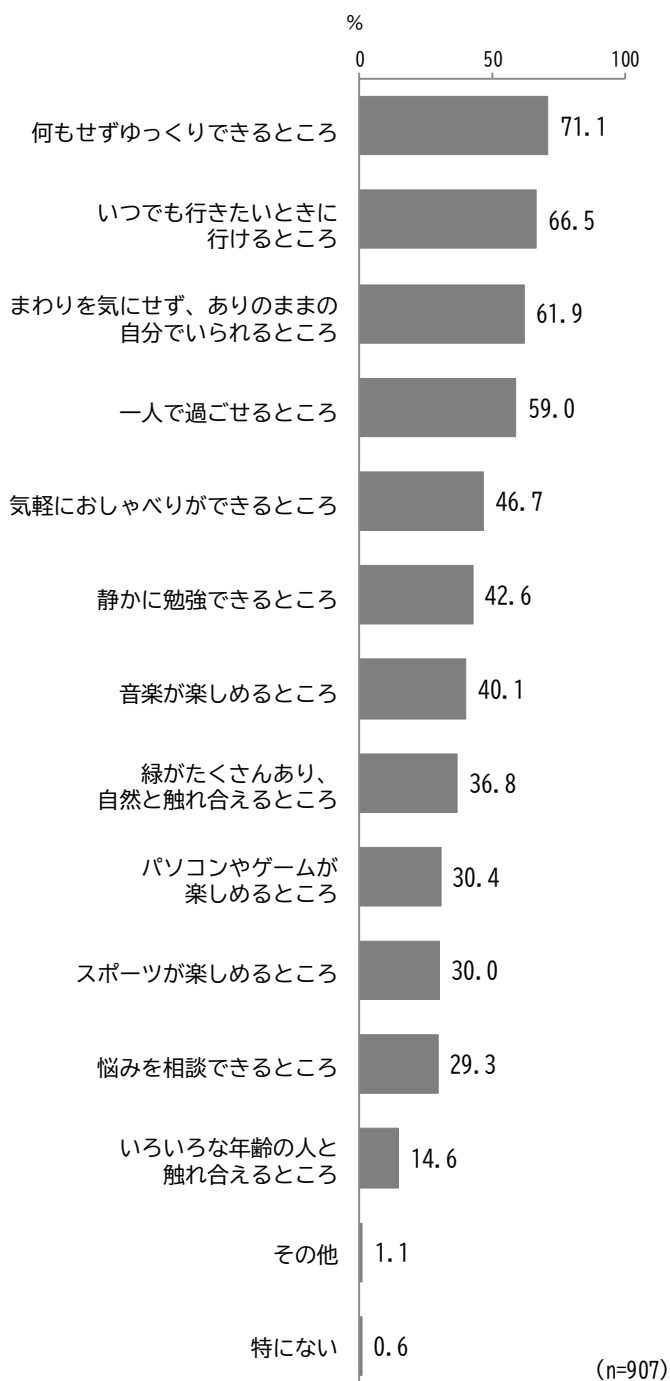


希望する居場所（複数回答）

【中学生】



【高校生相当】

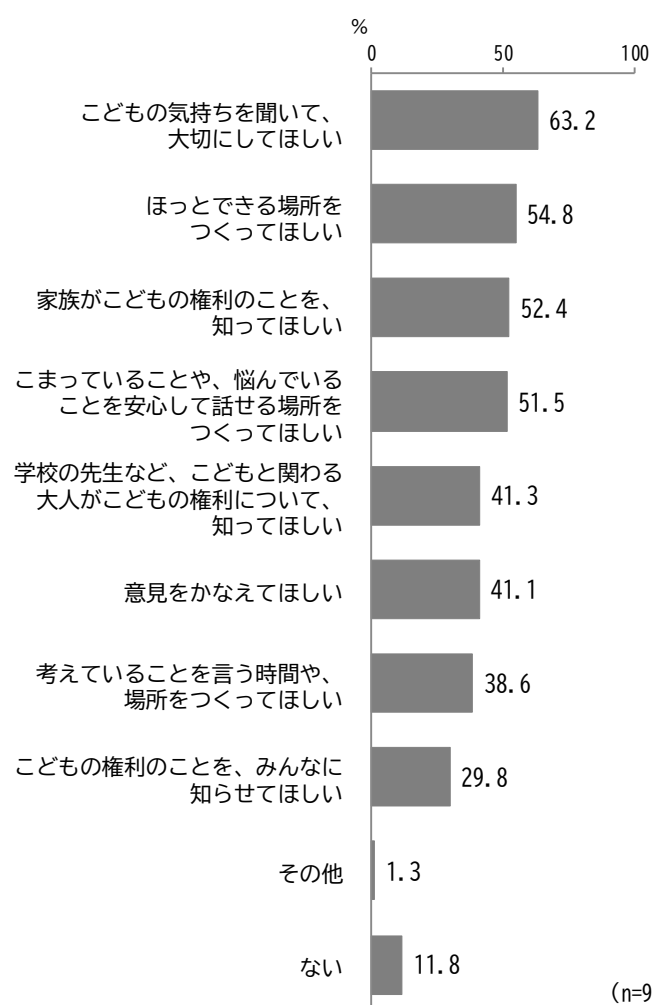


(12) 大人や社会に希望すること

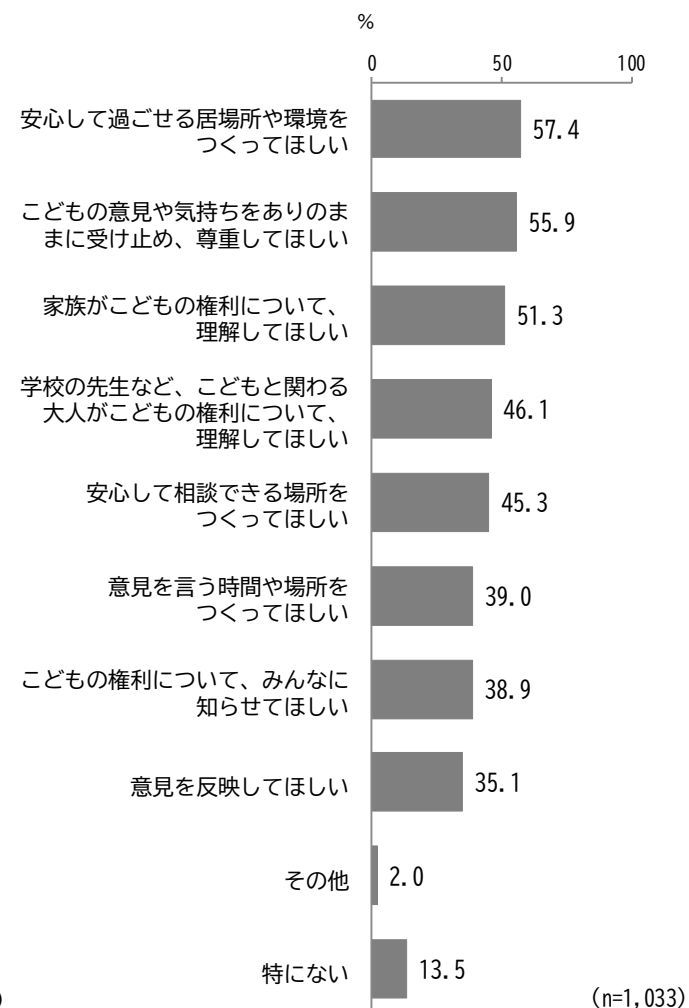
大人や社会に希望することは、すべての学年の層で、「安心して過ごせる居場所や環境をつくってほしい」（小学1～3年生：「ほっとできる場所をつくってほしい」）、「**こどもの意見や気持ちをありのままに受け止め、尊重してほしい**」（小学1～3年生：「こどもの気持ちを聞いて、大切にしてほしい」）、「**保護者がこどもの権利について、理解を深めてほしい**」（小学1～3年生：「家族がこどもの権利のことを、知ってほしい」、小学4～6年生：「家族がこどもの権利について、理解してほしい」）と回答した割合が高くなっている。

大人や社会に希望すること（複数回答）

【小学1～3年生】

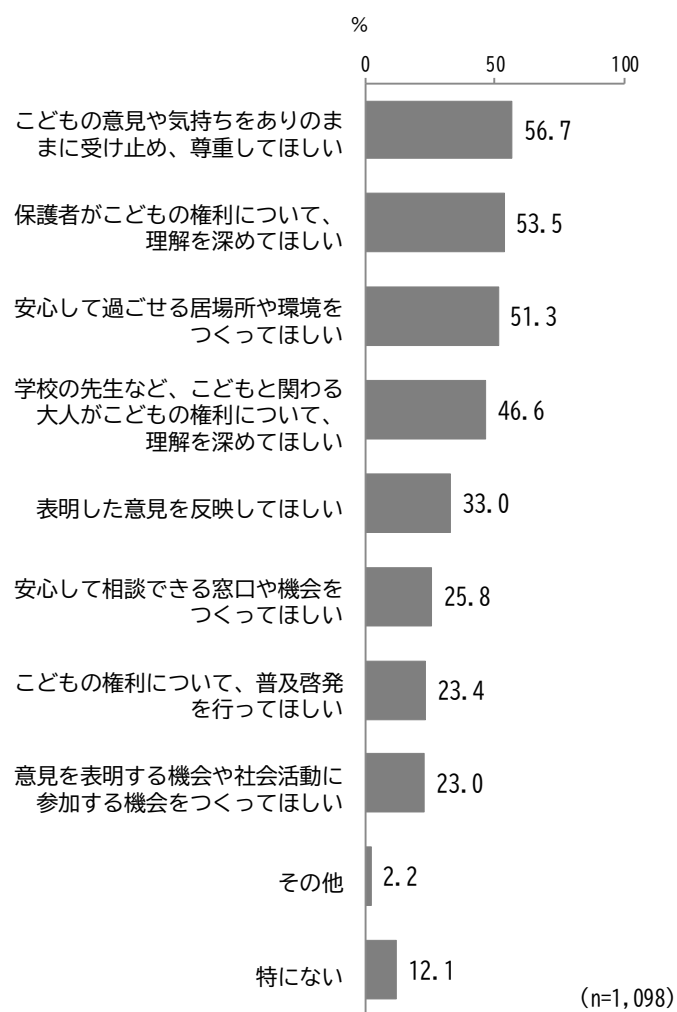


【小学4～6年生】

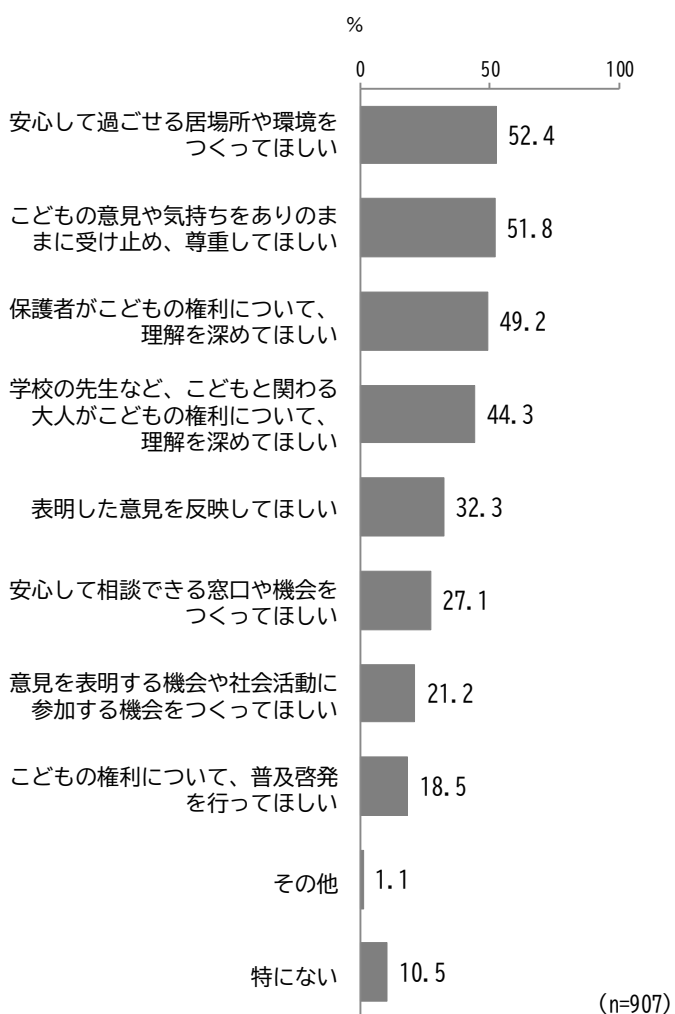


大人や社会に希望すること（複数回答）

【中学生】

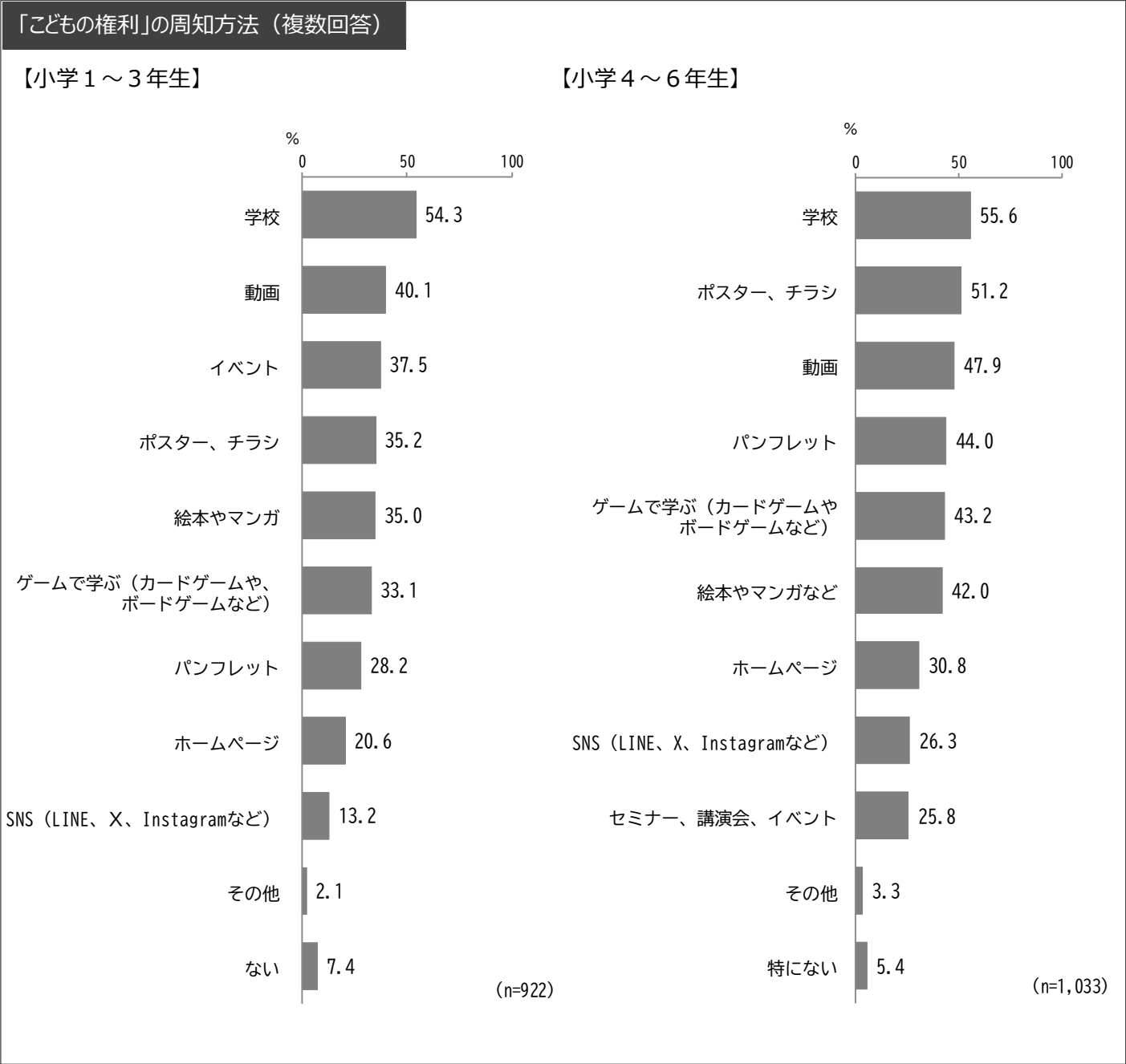


【高校生相当】



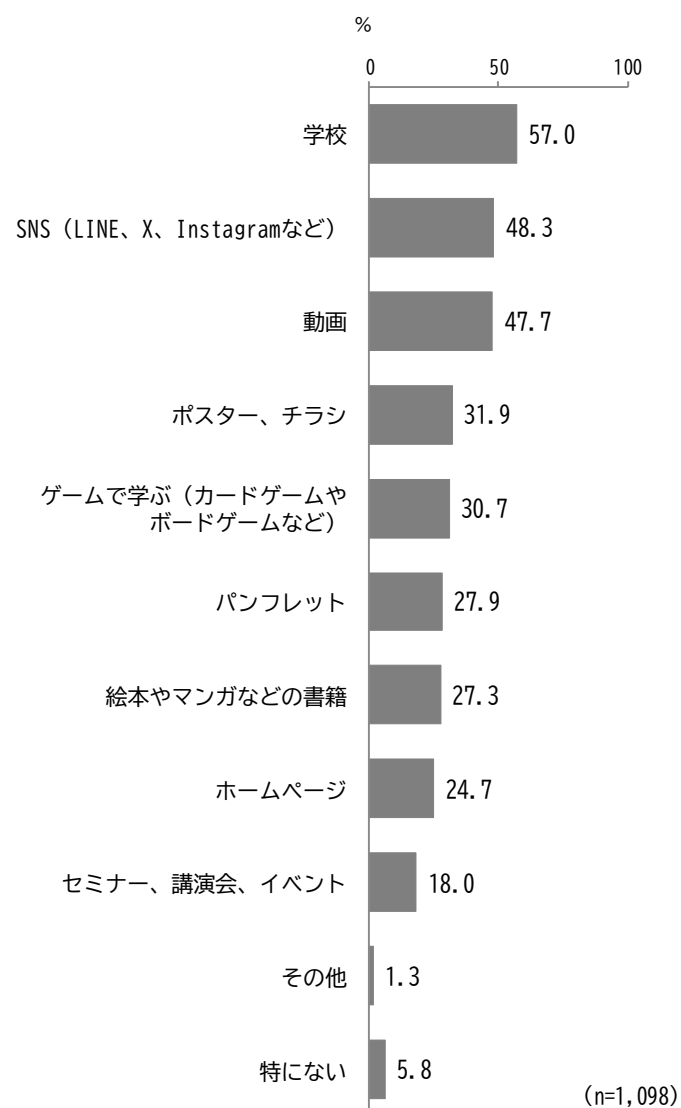
(13) 「こどもの権利」の周知方法

「こどもの権利」の周知方法は、小学生、中学生の学年の層で、「学校」と回答した割合が最も高くなっている。高校生相当では、「SNS（LINE、X、Instagram など）」と回答した割合が最も高くなっている。

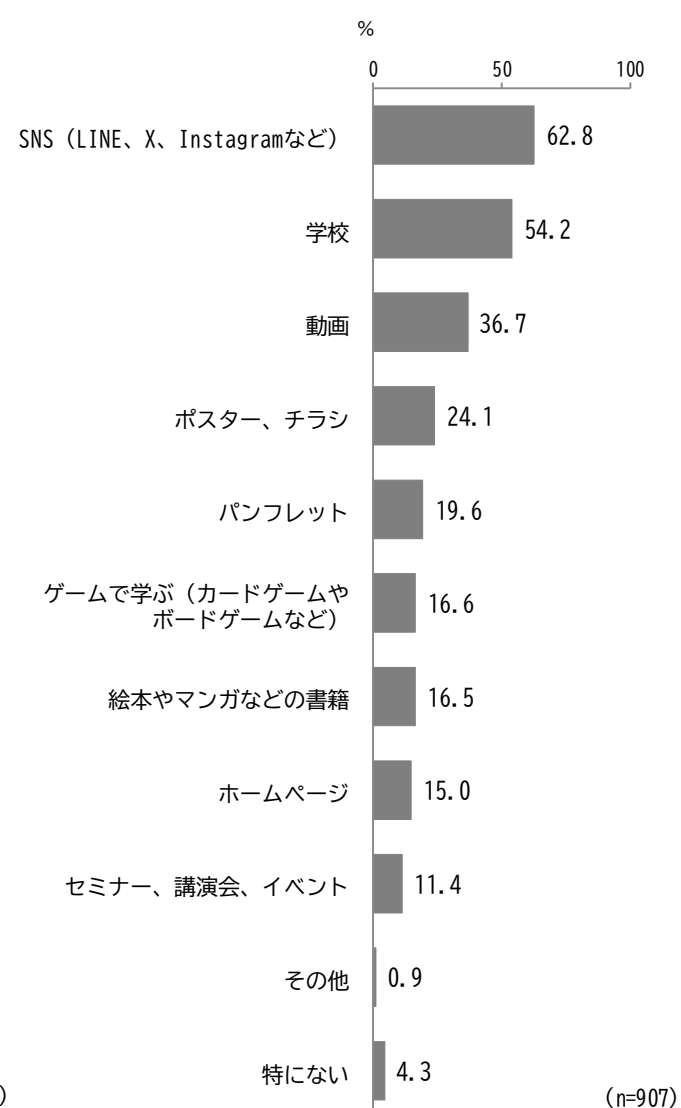


「こどもの権利」の周知方法（複数回答）

【中学生】



【高校生相当】



3. 大人向け調査 調査結果

(1) 年齢

上段：人数、下段：%

調査数	18、 19歳	20 ～ 29歳	30 ～ 39歳	40 ～ 49歳	50 ～ 59歳	60歳 以上
2,969 100.0	8 0.3	128 4.3	1,295 43.6	1,109 37.4	369 12.4	60 2.0

(2) こどもの就学段階

上段：人数、下段：%

調査数	未就学児	小学1 ～ 3年生	小学4 ～ 6年生	中学生	高校生相当	いない
2,969 100.0	2,035 68.5	590 19.9	382 12.9	361 12.2	284 9.6	135 4.5

(3) こどもと関わる機会の有無

上段：人数、下段：%

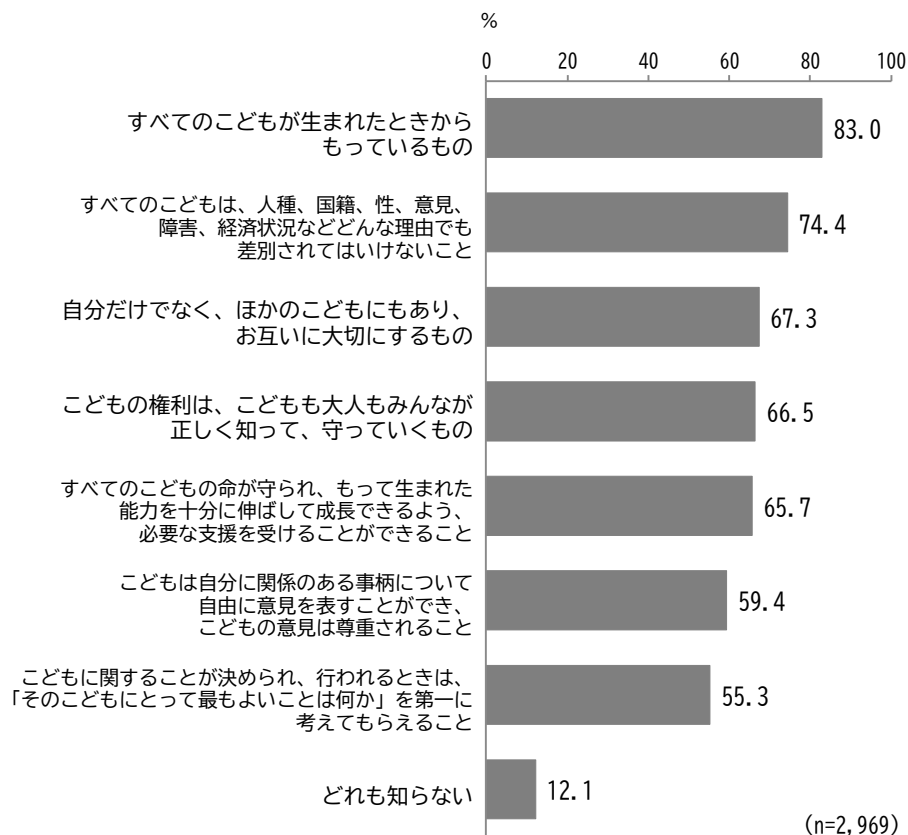
調査数	ある	ない
135 100.0	75 55.6	60 44.4

※ (3) こどもと関わる機会の有無 は、(2) こどもの就学段階 で「いない」と回答した 135 人が回答の対象

(4) 「子どもの権利」に関する認知度

「子どもの権利」に関する認知度は、どの権利についても半数以上となっている。その中でも「すべての子どもが生まれたときから持っているもの」が 83.0%で最も高く、次いで「すべての子どもは、人種、国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されてはいけないこと」が 74.4%となっている。一方、「どれも知らない」は 12.1%となっている。

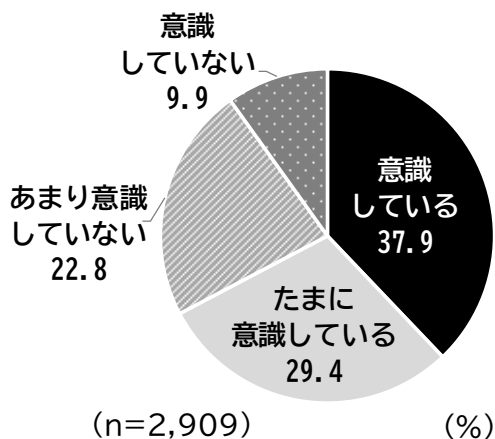
「子どもの権利」に関する認知度（複数回答）



(5) 「子どもの権利」を意識して子どもと接しているか

子どもと関わるときに、「子どもの権利」を「意識している」と回答した割合は 37.9%となっている。「意識している」に「たまに意識している」をあわせると 67.3%となっている。

「子どもの権利」を意識して子どもと接しているか（単数回答）

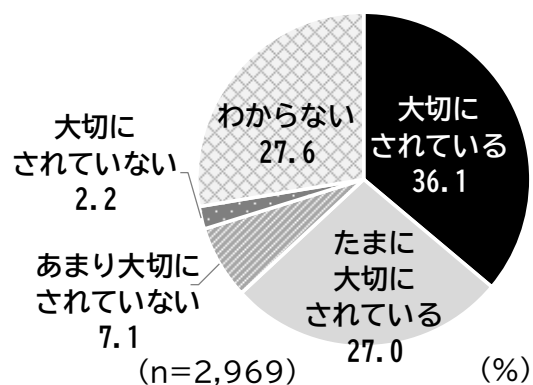


※ (5) 「子どもの権利」を意識して子どもと接しているか は、(2) 子どもの就学段階 で「未就学児」、「小学1～3年生」、「小学4～6年生」、「中学生」、「高校生相当」のいずれかに回答した、または(3) 子どもと関わる機会の有無 で「ある」と回答した 2,909 人が回答の対象

(6) 「こどもの権利」が大切にされているか

「こどもの権利」が「大切にされている」と回答した割合は 36.1%となっている。「大切にされている」に「たまに大切にされている」をあわせると 63.1%となっている。

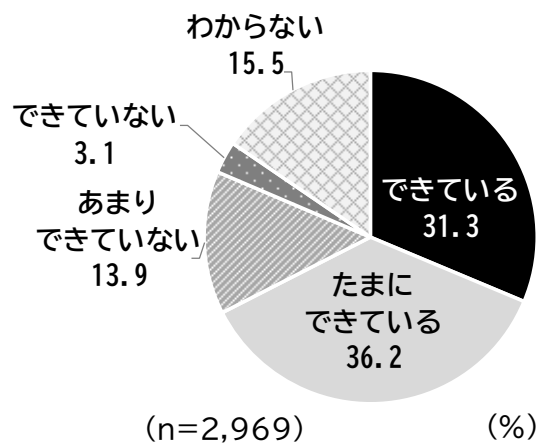
「こどもの権利」が大切にされているか（単数回答）



(7) こどもは気持ちや意見を言うことができるか

こどもは気持ちや意見を言うことが「できている」と回答した割合は 31.3%となっている。「できている」に「たまにできている」をあわせると 67.5%となっている。

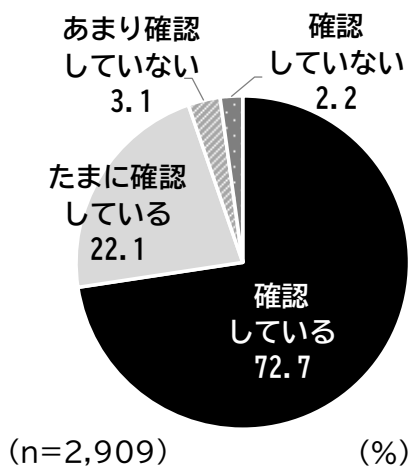
こどもは気持ちや意見を言うことができるか（単数回答）



（８）こどもの気持ちや意見を確認しているか

こどもの気持ちや気持ちを「確認している」と回答した割合は 72.7%となっている。「確認している」に「たまに確認している」をあわせると 94.8%となっている。

こどもの気持ちや意見を確認しているか（単数回答）

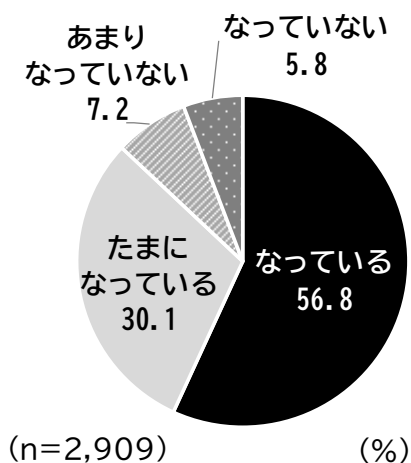


※ （８）こどもの気持ちや意見を確認しているか は、（２）こどもの就学段階 で「未就学児」、「小学１～３年生」、「小学４～６年生」、「中学生」、「高校生相当」のいずれかに回答した、または（３）こどもと関わる機会の有無 で「ある」と回答した 2,909 人が回答の対象

（９）こどもの相談相手になっているか

こどもの相談相手に「なっている」と回答した割合は 56.8%となっている。「なっている」に「たまになっている」をあわせると 86.9%となっている。

こどもの相談相手になっているか（単数回答）

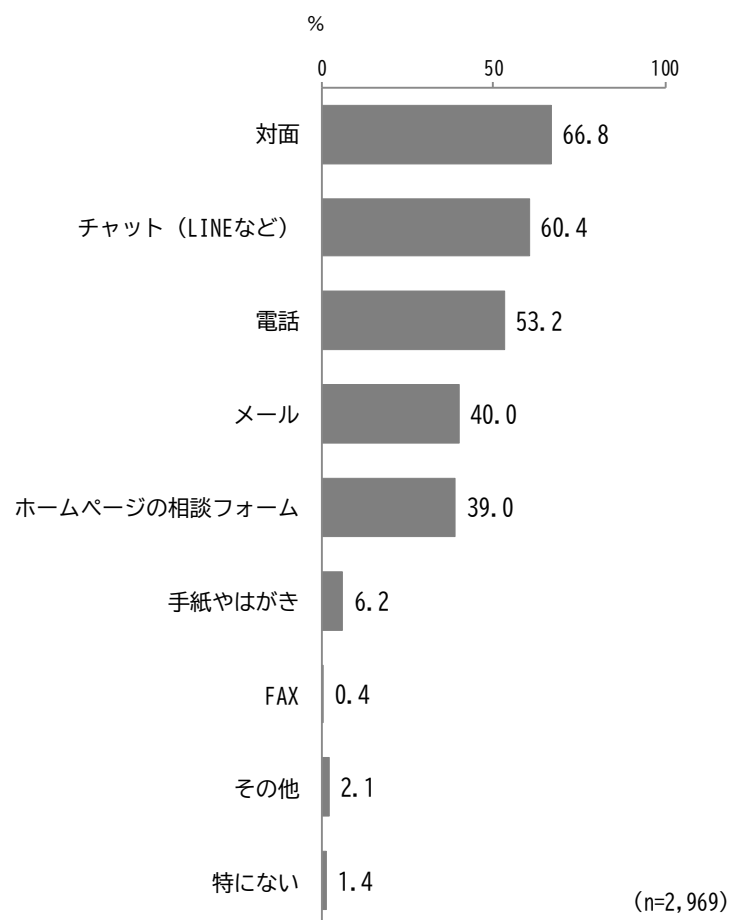


※ （９）こどもの相談相手になっているか は、（２）こどもの就学段階 で「未就学児」、「小学１～３年生」、「小学４～６年生」、「中学生」、「高校生相当」のいずれかに回答した、または（３）こどもと関わる機会の有無 で「ある」と回答した 2,909 人が回答の対象

(10) 相談手段

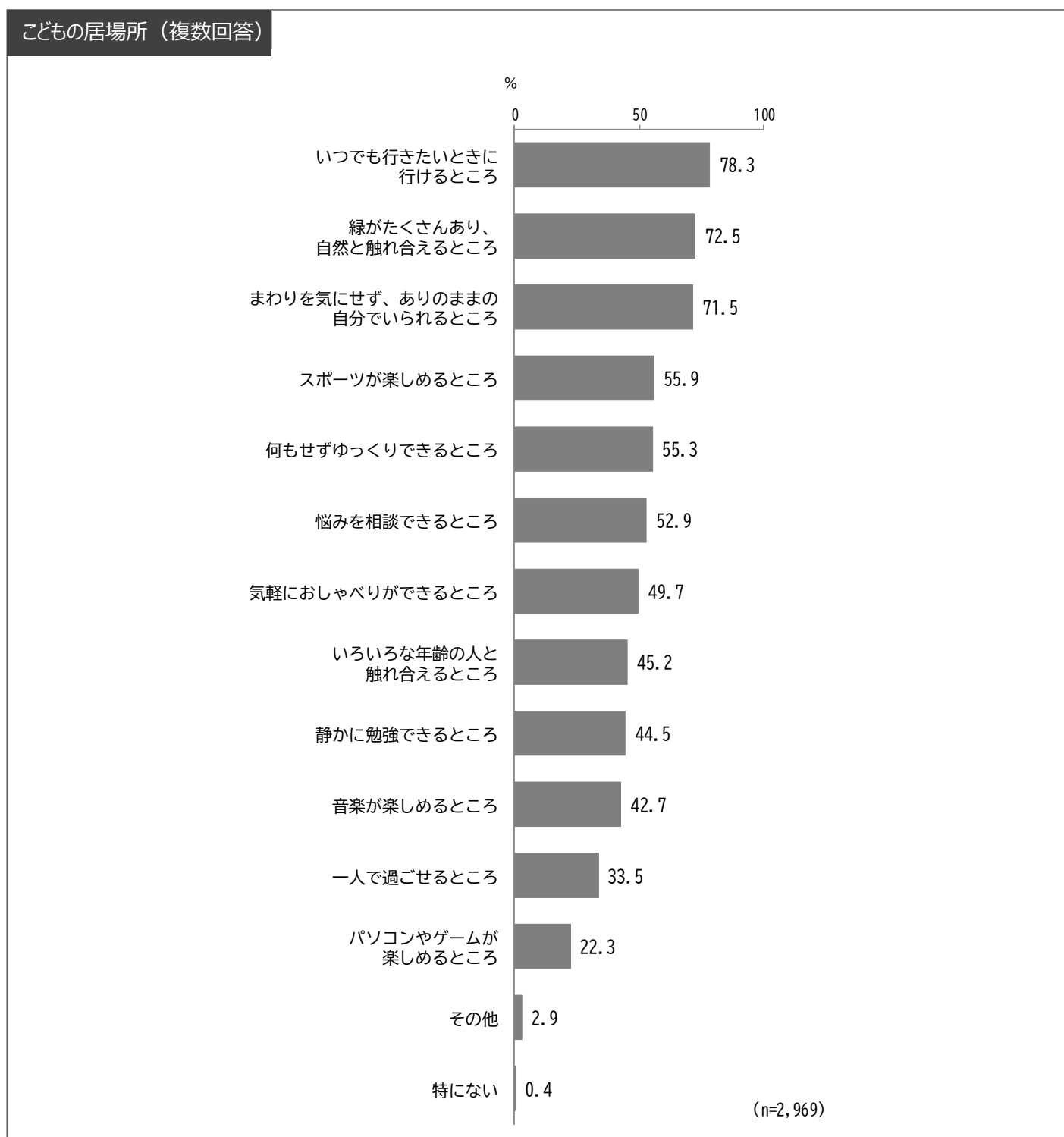
相談手段は、「対面」が66.8%で最も高く、次いで「チャット（LINE など）」が60.4%、「電話」が53.2%となっている。

相談手段（複数回答）



(11) こどもの居場所

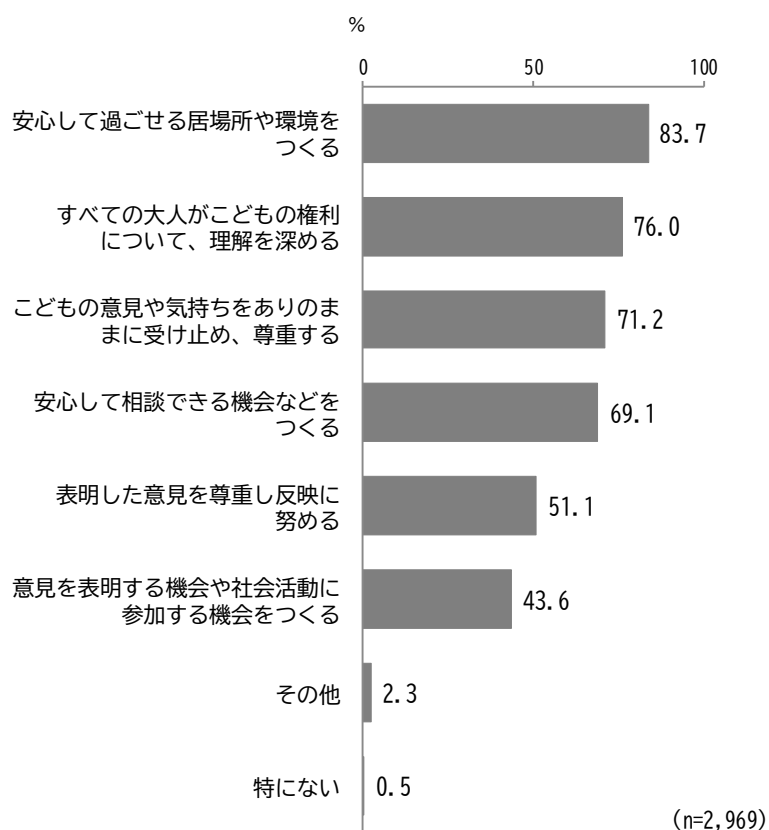
こどもの居場所は、「いつでも行きたいときに行ける場所」が 78.3%で最も高く、次いで「緑がたくさんあり、自然と触れ合える場所」が 72.5%、「まわりを気にせず、ありのままの自分でいられる場所」が 71.5%となっている。



(12) 周りの大人が「こどもの権利」を守るために行うべきこと

周りの大人が「こどもの権利」を守るために行うべきことは、「安心して過ごせる居場所や環境をつくる」が 83.7%で最も高く、次いで「すべての大人がこどもの権利について、理解を深める」が 76.0%、「こどもの意見や気持ちをありのままに受け止め、尊重する」が 71.2%となっている。

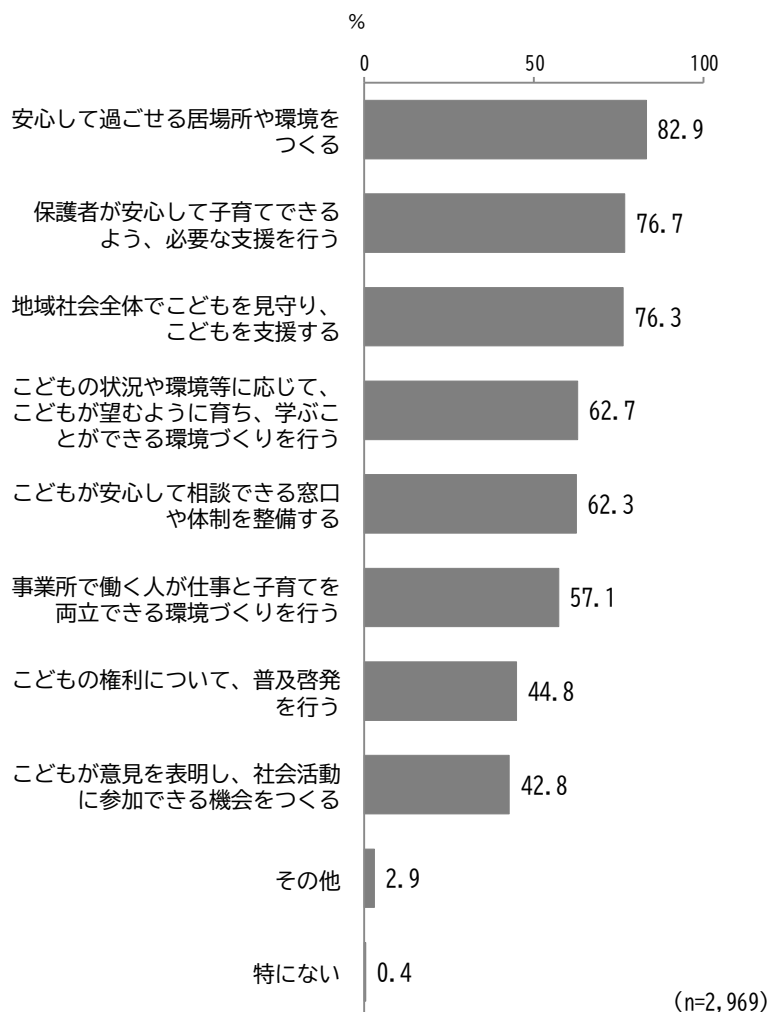
周りの大人が「こどもの権利」を守るために行うべきこと（複数回答）



(13) 社会や行政が「こどもの権利」を守るために行うべきこと

社会や行政が「こどもの権利」を守るために行うべきことは、「安心して過ごせる居場所や環境をつくる」が 82.9%で最も高く、次いで「保護者が安心して子育てができるよう、必要な支援を行う」が 76.7%、「地域社会全体でこどもを見守り、こどもを支援する」が 76.3%となっている。

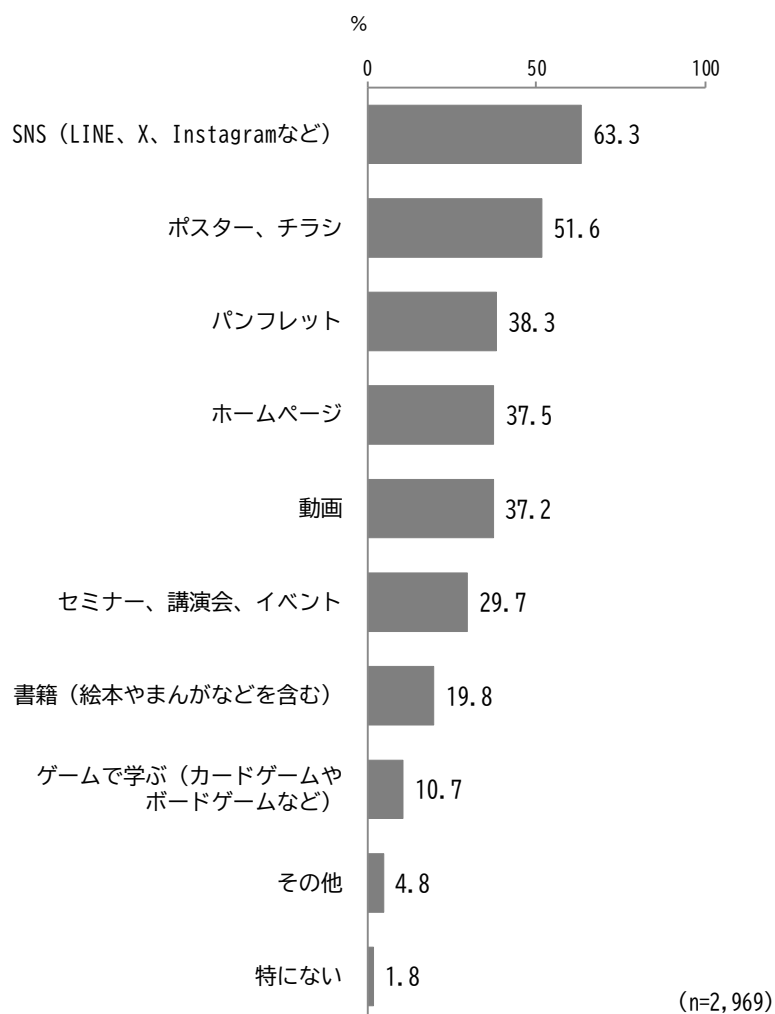
社会や行政が「こどもの権利」を守るために行うべきこと（複数回答）



(14) 「こどもの権利」の周知方法

「こどもの権利」の周知方法は、「SNS（LINE、X、Instagram など）」が 63.3%で最も高く、次いで「ポスター、チラシ」が 51.6%、「パンフレット」が 38.3%となっている。

「こどもの権利」の周知方法（複数回答）



こどもの権利に関する意識調査（2回目） 調査結果（速報値）概要書
令和7年7月

文京区 子ども家庭部 子育て支援課 子ども施策推進担当
〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21
電話 03-5803-1256 F A X 03-5803-1345